

史跡出雲國山代郷正倉跡環境整備報告書

昭和 63 年 3 月

教育委員会

史跡出雲国山代郷正倉跡環境整備報告書

島根県教育委員会



史跡出雲国山代郷正倉跡俯瞰（北東から）

序

『出雲国風土記』は、写本ながら完本として現存している全国で唯一の風土記であり、これを手懸りに遺跡の性格・時期などを推定することができる貴重な資料となっています。松江市南郊の大庭町の丘陵地は古くから米長者の伝説が語り継がれ、炭化した米が出土することなどから、『出雲国風土記』に記載された「正倉跡」（租税として集めた米などを納める倉庫跡）ではないかと注目されてきました。

島根県教育委員会は、昭和47年に県立八雲立つ風土記の丘を設置して以来、周辺の重要な遺跡について範囲確認等の発掘調査を順次実施してきたところですが、昭和53年度からはこの正倉跡推定地域の調査を始めました。

3か年の発掘調査の結果、出雲国山代郷の正倉跡と考えられる建物跡が検出され、昭和55年12月5日には土地所有者の方々の協力を得て、国の史跡に指定され保存を図ることになりました。

重要な遺跡は、保存はもとより、十分に活用していく必要があり、県教育委員会において環境整備を計画しました。そして、ここに5か年の工事を経て完成の運びとなりました。

本書は、5か年の環境整備事業を終えるに当たり、調査と整備を担当した関係者がこの間の事業の内容を明らかにしたものであります。この事業に終始ご協力いただきました土地所有者、地元関係各位並びに種々ご指導いただきました先生方に対して厚く御礼申し上げるとともに、今後とも文化財に対するご理解を賜りますようお願い申し上げます。

昭和63年3月

島根県教育委員会教育長

松井邦友

例　　言

1. 本書は、島根県教育委員会が国の補助を得て昭和58年度から昭和62年度まで実施した史跡出雲国山代郷正倉跡保存修理事業の報告書である。
2. 本事業は島根県教育委員会が昭和53年度から3ヶ年にわたって実施した発掘調査の成果をもとに、奈良国立文化財研究所において基本計画を作成していただき、昭和58年度から工事に着手し昭和62年度に完了したものである。
3. 本事業のうち、土木工事については、島根県土地開発公社が、また、休憩舎については島根県土木部営繕課（松江土木建築事務所）が設計管理を行った。
4. 本書の執筆は分担して行ったが、その文責は文末に記した。また、第1章第2節環境整備に至る経過のうち、1調査と遺跡保護の経過2遺構の概要については『史跡出雲国山代郷正倉跡』（昭和56年3月、島根県教育委員会）から抜いして再録した。もし、文意が損なわれているとすれば、その責は編集者にあることを断っておきたい。
5. 遺構は、建物遺構をS B、柵列をS A、溝状遺構をS D、土壙をS Kという略号を遺構番号の前に付して記述した。
6. 本書で利用した写真は、一部松江市教育委員会の提供を受けたが、特に断りのないものについては、島根県教育委員会、(有)松雲土木の撮影にかかるものである。
7. 本書で使用した環境整備の竣工写真は島根県教育文化財団学芸主事三宅博士、松江市教育委員会嘱託錦織慶樹の協力を得て卜部吉博が撮影した。
8. 案内板・説明板の原稿は勝部昭、宮沢明久、松本岩雄、三宅博士、卜部吉博が協議して作成した。
9. 事業の実施にあたっては史跡の旧土地所有者を中心に組織された山代郷正倉跡整備委員会および島根県教育文化財団（八雲立つ風土記の丘）の協力を得た。
10. 本書の編集は卜部吉博が行った。

目 次

序	i
例 言	ii
目 次	iii
挿図目次	iv
図版目次	v
第1章 環境整備に至るまで	1
第1節 遺跡の位置と歴史的環境	1
第2節 環境整備に至る経過	3
1 調査と遺跡保護の経過	3
2 遺構の概要	6
3 史跡の土地買上げ事業	12
第2章 環境整備	13
第1節 整備の概要	13
1 計画の概要	13
2 事業の実施	14
(1) 組織	14
(2) 工事工程と年度別事業内訳	17
(3) 事業の実施	17
3 施工仕様書	22
4 細部計画	23
5 休憩舎	24
第2節 今後の課題	25

挿図目次

第1図 周辺の遺跡分布図	折り込み
第2図 調査区配置図	折り込み
第3図 主要遺構配置図	折り込み
第4図 S B01実測図	7
第5図 S B05実測図	8
第6図 S B08実測図	9
第7図 S B12実測図	10
第8図 環境整備平面図	27
第9図 1号倉庫跡（S B01）	28
第10図 5号倉庫跡（S B05）	29
第11図 上 12号倉庫跡（S B12） 下 柵跡（S A02）	30
第12図 上 1号建物跡（S B14）下右 2号建物跡（S B08）下左 基礎構造図	31
第13図 上 階段平面図 中 コンクリート擬木階段工断面図 下 空石積工構造図	32
第14図 休憩舎設計図	33

図版目次

卷頭図版	史跡出雲国山代郷正倉跡俯瞰（北東から）
図版I	上 史跡出雲国山代郷正倉跡遠景 下 史跡出雲国山代郷正倉跡（整備途中と下黒田遺跡）俯瞰
図版II	上 史跡出雲国山代郷正倉跡整備状況（北東から） 下 史跡出雲国山代郷正倉跡整備状況（南から）
図版III	上 1号倉庫跡調査状況（南から） 下 1号倉庫跡整備状況（南から）
図版IV	上 12号倉庫跡調査状況（南から） 下 12号倉庫跡整備状況（南から）
図版V	上 5号倉庫跡調査状況（南から） 下 5号倉庫跡整備状況（南から）
図版VI	倉庫跡整備工事工程
図版VII	上 1号建物跡整備状況（南から） 下 2号建物跡整備状況（南から）
図版VIII	上 柵跡整備状況 下 植栽、維持管理スペース、階段および車止め
図版IX	案内板、説明板
図版X	上 休憩舎全景（南東から） 下 休憩舎正面（東から）
図版XI	休憩舎内部

第1章 環境整備に至るまで

第1節 遺跡の位置と歴史的環境

史跡の位置

史跡山代郷正倉跡は、松江市の南郊に設置された島根県立八雲立つ風土記の丘を構成する史跡の一つであり、松江市大庭町字内屋敷35、35—1、40、42—2、字植松34—1他に所在する。

この史跡は、JR松江駅からは南東方向へ直線距離にして、4.2kmのところにあり、国道432号線と県道八重垣神社竹矢線が交差する大庭十字路の北西の隣接地に位置する。意宇の神名樋野である茶臼山（標高171.5m）の南西麓にあたる。正倉跡一帯は、標高20～23mのなだらかな乃木段丘と呼ばれる河成段丘が広がっているが、正倉跡あたりの地形を細かくみれば、正倉跡部分が高くそれが南に続き、北と東は小谷となり、西側は比高差6mを測る谷となっている。従って、正倉の設けられた場所は、高燥の地である。また、北東側近くにはかつて池尻池があった。なお、正倉跡の西北側700mには馬橋川、南東側900mには意宇川の流れがある。

周辺の遺跡

正倉跡周辺一帯は、古代出雲国を中心的な地域で、縄文時代以降各時代の遺跡が密集して分布している。

縄文遺跡は、馬橋川下流域の石台遺跡や意宇川下流域の竹の花遺跡、才塚遺跡など低湿地に立地する遺跡が知られる。弥生遺跡は、意宇平野のなかに布田遺跡、中竹矢遺跡、夫敷遺跡など、大庭の段丘上に黒田畦土居遺跡などが知られ、玉作跡、土塙墓、水田跡、住居跡などが発見されている。

古墳、墳墓は、多数分布している。四隅突出型墓は、来美墳墓、間内越一号墓などが知られている。前期古墳は、八雲村小屋谷3号墳、東出雲町寺床1号墳、古城山古墳などがある。中期以降後期の古墳は、石屋古墳、大庭鶏塚古墳といった方墳、手間古墳、東淵寺古墳などの前方後円墳、山代二子塚古墳、岡田山1号墳、御崎山古墳などの前方後方墳等がある。これらのうち山代二子塚古塚は、6世紀後半頃築造された全長およそ90mの島根県内で最大規模のものである。また、岡田山1号墳は「各田部臣」銘の大刀が副葬された古墳である。この他、付近の丘陵地一帯には大石古墳群、百塚山古墳群、十王免横穴群などがある。

第1章 環境整備に至るまで

奈良時代の遺跡については、天平5（733）年に勘造された『出雲國風土記』の記述から、出雲国府、意宇郡家、意宇軍団、黒田驛、山代郷中の2つの新造院、正西道、枉北道、山代郷の正倉、大草郷、出雲神戸などの集落といった遺跡の存在を知ることが出来る。また、諸国に置かれた国分寺跡、尼寺跡などもこの地に所在する。

次に、これらのうちのいくつかについて簡単に説明する。

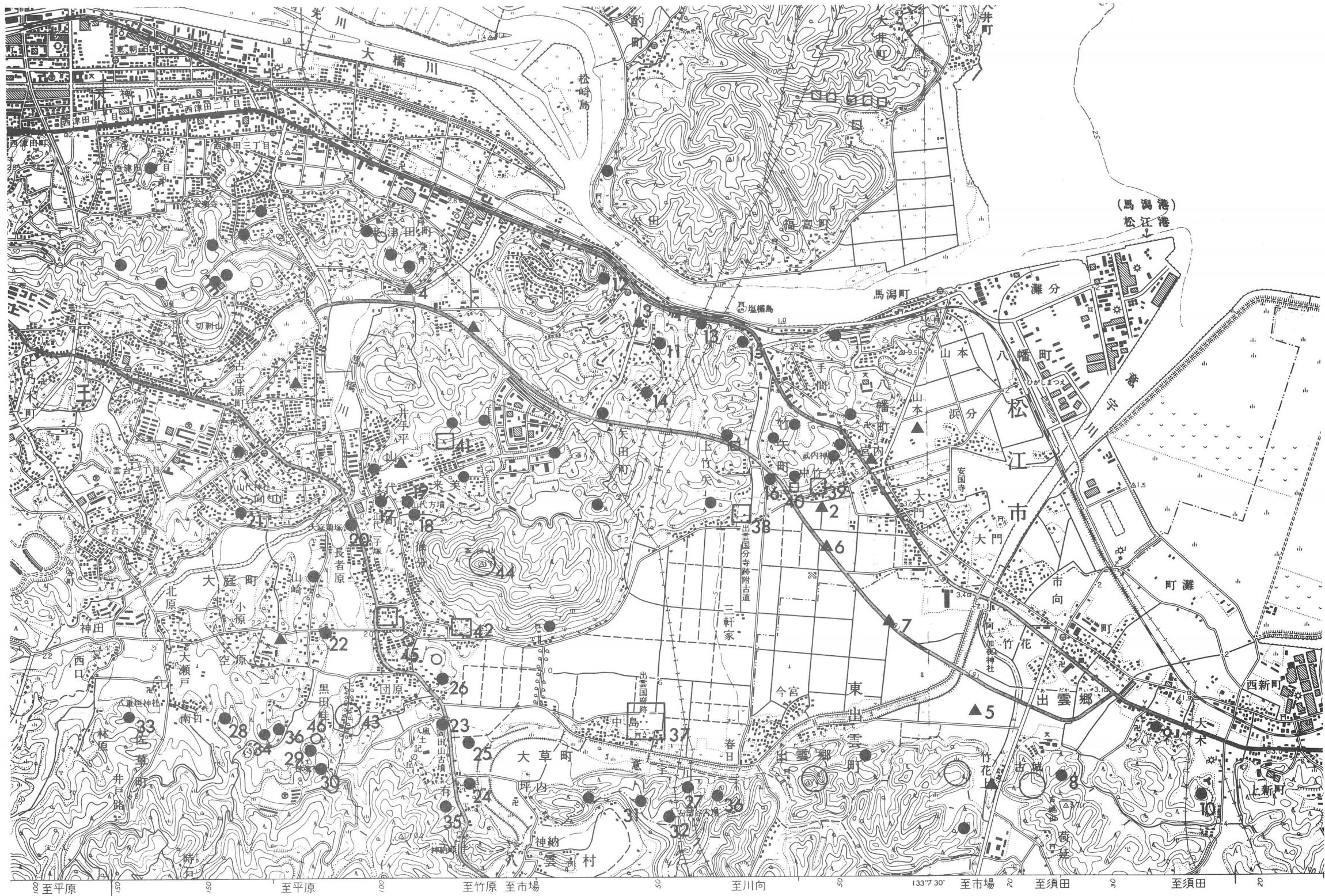
出雲国府跡は、松江市大草町の六所神社を含む一帯にある。古代出雲国の政治の中心となったところで、国司が、国内の意宇郡、島根郡、出雲郡など9郡を統治していた。発掘調査の結果、大溝に囲まれた敷地内に四面廂のある建物跡などを含む堀立柱建物跡、棚跡、石敷溝等が規格的に配置されるとともに、木簡、硯、多量の食器類が発見された。この国府跡の調査は部分的で、国府に附属して、意宇郡家、黒田驛、意宇軍団が置かれたと解釈されているがまだ見つかっていない。

寺院跡は、山代郷中に2か所の新造院がある。1か所は、へきのきみめづら日置君目烈が造立したもので嚴堂があり、僧はいないという。これは松江市山代町の来美廢寺跡をその場所と考えられている。他の1か所は、いざものおみおとやま出雲臣弟山が建てたもので、嚴堂があり、僧1人がいたという。これは、同じ山代町の四王寺跡をその場所に比定している。弟山は、のちに出雲国造となっているので、出雲国造家と関わりのある寺院と思われる。四王寺跡は、発掘調査によって、主要な建物らしい跡と多数の瓦、土器、らほつ仏像の螺旋などが発見されている。

新造院跡の他には、出雲国分寺跡、尼寺跡があり、いずれも松江市竹矢町の低丘陵南麓にある。国分寺跡は方500R（148.5m）と考えられる寺域に、南北方向に南門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線に並んで配置され、回廊が中門から講堂にとり付いている。塔は南門と中門を結ぶ線の中間あたりから東へいったところに位置している。多数の瓦や食器が発見されており、出土建物からは鎌倉時代頃まで存在したらしい。尼寺跡は、国分寺跡の建物の中軸線から4町（約428m）東へいったところに、その中軸線がある。寺域は1町四方と考えられており、瓦や食器類などが出土している。「牛」「勝」などとヘラで文字を描いた瓦がある。

奈良時代の山陰道（風土記にいう正西道）の位置については明らかでないが、松江市所蔵の明治年間の道路敷図によって正倉跡のある段丘地あたりを通っていたとみられる。

正倉跡近隣の遺跡については、風土記の丘地内遺跡の発掘調査によって徐々に明らかにされつつある。これまで大庭町黒田畦字土居、字神主屋敷、字下黒田、山代町字岡、字小無田などにおいて堀立柱建物跡などが確認されている。調査範囲が狭く、一部の遺構の検出にとどまっている。しかし、字下黒田では奈良時代と考えられる幅3.2m、長さ80m以上の東西方向の大溝、幅5.5mの陸橋、4間×3間の総柱建物、7間×3間の南北に細長い堀立柱建物などが認められており、正倉跡遺構とも関わりのありそうな遺構である。今後、風土記の記載にある黒田驛が国府へ移る前の所在場所、



第1図 周辺の遺跡分布図

1 : 25000

1. 山代郷正倉跡
2. 法華寺前遺跡
3. 矢田遺跡
4. 石台遺跡
5. 春日遺跡
6. 布田遺跡
7. 夫敷遺跡
8. 古城山古墳
9. 大木権現山古墳
10. 寺床1号墳
11. 井ノ奥1号墳
12. 石屋古墳
13. 手間古墳
14. 井ノ奥4号墳
15. 竹矢岩船古墳
16. 中竹矢古墳
17. 山代二子塚古墳
18. 山代円墳(永久宅裏古墳)
19. 山代方墳
20. 鶴塚古墳
21. 向山西古墳
22. 東淵寺古墳
23. 岡田山古墳群
24. 御崎山古墳
25. 岩屋後古墳
26. 団原古墳
27. 古天神古墳
28. 後谷・荒神谷古墳群
29. 大石古墳群
30. 神魂神社裏山古墳群
31. 西百塚古墳群
32. 東百塚古墳群
33. 八重垣神社鏡の池裏山横穴群
34. 大石横穴群
35. 小谷横穴群
36. 安部谷横穴群
37. 出雲国庁跡
38. 出雲国分寺跡
39. 出雲国分尼寺跡
40. 出雲国分寺瓦窯跡
41. 来美廐寺跡
42. 四王寺跡
43. 黒田畦・土居遺跡
44. 茶臼山城跡
45. 黒田館跡
46. 正林寺五輪塔群

あるいは出雲国造館跡の確認、山陰道の確認などに大きな示唆を与えると思われる。付近には、中世の黒田館跡などもあり、古代から中世にかけての重要な遺跡が地下に遺存していることをうかがわせる。

(勝部 昭)

第2節 環境整備に至る経過

1 調査と遺跡保護の経過

昭和53年度調査（第1次調査）

第1次調査を実施した地域は松江市大庭町字内屋敷31、同35—1、同40—1および字植松34で計約400m²である。調査は畠の耕作が一段落した昭和53年11月24日から翌54年1月15日までの延1ヶ月半を費やして行なった。調査対象地として選定した上記一帯は、昭和30年代に多量の炭化米が出土したことから重要な遺構があるのではないかと注目されていたところであるが、近年特に宅地化が進み、四方が住宅にかこまれる形の畠地となっている。

調査にあたってはまず5×10mの調査区を4ヶ所設定し、遺構が確認された場合は事情の許す範囲で拡張してそれを追究する方針で行なうこととした。調査区名については、調査に着手した順に第1調査区、第2調査区……と呼称することにした。

第1調査区 耕作による攪乱が認められ、地山面も凹凸が著しい状態であった。ここでは調査区のほぼ中央で径20cmほどの浅い落ち込み3個を検出したのみである。

第2調査区 計70個あまりの柱穴状落ち込みを検出し、南北棟建物跡S B02と柵S A01を確認した。

第3調査区 3間×3間以上の規模をもつ総柱建物跡S B01を検出した。S B01は建物主軸方位N-10°-Eを測る南北棟で、各柱穴は一辺約1.5mの大規模な隅丸方形の掘り形をもつ。規模・構造ともに他の建物とはおもむきを異にするもので、倉庫跡と推定されるものであった。このほかに調査区東南隅で弧状をえがく溝S D01を検出したが、その性格については不明であった。

第4調査区 調査区北側壁に沿ってS B03とS B04を検出した。それらはいずれも東西棟となるものであった。建物以外の遺構としては土壙S K03を確認した。

この年の調査で特に注目すべきは、倉庫跡と考えられるS B01等の検出により調査区一帯が『出雲国風土記』に記されている山代郷正倉の一隅である可能性が強まったことで、今後周辺部の調査の必要性を感じさせるものであった。

昭和54年度調査（第2次調査）

昭和53年度調査の成果をふまえて第2次調査を計画し、秋口から具体的な調査地区の選定、検討を進めていた。ところがその矢先、10月28日に第2次調査を計画していた松江市大庭町字内屋敷地内で宅地造成による遺跡破壊の情報がキャッチされた。早速、松江市教育委員会と業者をまじえて協議し、工事中止を申し入れるとともに11月5日から松江市教育委員会の協力を得て発掘調査を実施することとなった。

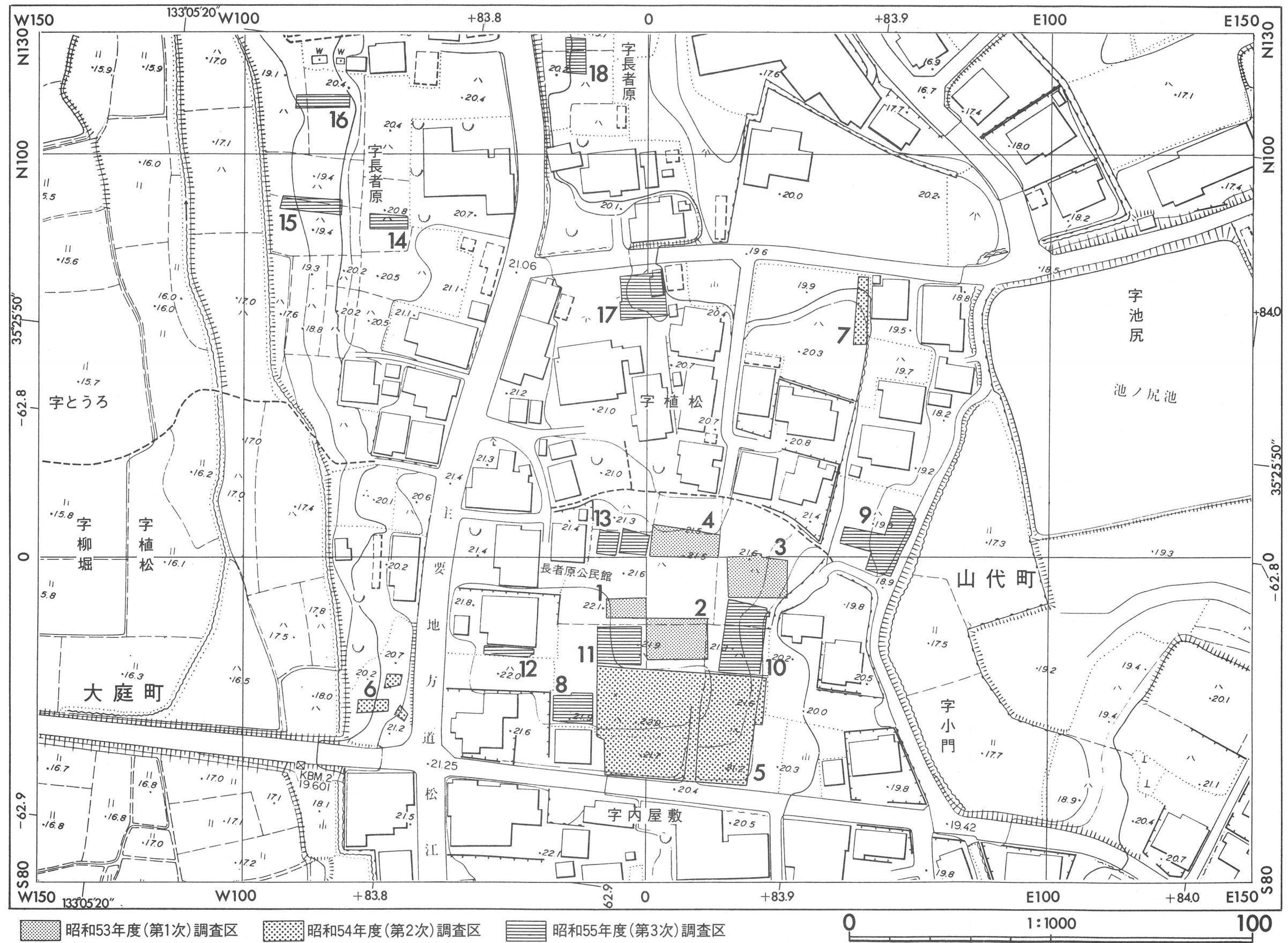
調査は造成工事予定地である松江市大庭町字内屋敷45—1、46、47（第5調査区）の約1,115m²を主体として実施した。そのほかに周辺部にあたる松江市大庭町字内屋敷32—2（第6調査区）、松江市大庭町字植松91—2（第7調査区）の2ヶ所を発掘調査し、昭和55年2月26日に現場の作業を終了した。

第5調査区 この調査区では東壁寄りと西半に集中して多数の遺構が検出された。調査区東北隅において検出した大規模な掘り形をもつ総柱建物跡SB05（3間×4間）はSB01の南方延長線上約25.5mのところに位置し建物主軸方位もSB01と同様であることが知られるに至り、両者が一定の規格性にもとづいて配置されたものであることが判明した。また調査区東辺に沿って一部SB05と重複して南北棟建物跡SB11（8間×2間以上）を検出し、その南端付近で柵SA02と思われる遺構を確認した。このほかにこの付近では南北方向に蛇行して走る溝状遺構を検出したが、後の調査でSB01につながることが確認された。年代・性格については不明である。またSB11と重複して堅穴住居跡状の落ち込みが検出されたが、これも性格は不明である。調査区の西半では南北棟建物跡（SB06・SB08・SB10）、東西棟建物跡（SB07・SB09）、柵SA03、土壙SK01、SK02など多数の遺構が重複して検出された。

第6調査区 第5調査区の西方約50mの地点で、大庭十字路の北西側にあたる。建物群の西限を確認する目的で調査区を設定したが、小面積であったうえ、耕作による攪乱が著しく、遺構、遺物等は認められなかった。

第7調査区 建物群の北限を求めるため第5調査区の北方約100mの位置に設定した調査区である。調査区北寄りで東西方向に走る溝状遺構SD02を検出したが、浅い粗雑なもので、建物群の北限を区画する施設と判断するには至らなかった。

第2次調査の結果、特に昭和53年度に発見された総柱建物跡の真南25.5mのところで同じ方位をとる総柱建物跡1棟が検出され、これらが計画的に整然と一定の規格性をもって建てられたものであることが判明した。またこれらの倉庫群に附属するとみられる掘立柱建物跡も検出されるに至り、『出雲国風土記』の記載とも関連してますます遺跡の重要性が明らかになった。そもそも第2次調



第 2 図 調 査 区 配 置 図

査の直接の発端は宅地造成によるものであったため、調査後の遺跡の取り扱いについては憂慮すべき状況にあった。開発か保存かといった問題で紆余曲折はあったが、県教育委員会ではとりあえず業者との交渉期間を延期、その間に文化庁と度重なる協議を行なった結果、次年度に周辺の発掘調査を行ない、正倉跡の全容を明確にして国指定史跡として現状保存するよう努めることとなった。

昭和55年度調査（第3次調査）

第3次調査は建物配置の全容を把握し、遺構のひろがりと正倉域を明確にする目的で昭和55年5月6日から9月13日まで実施した。調査地は松江市大庭町字長者原、同字植松、同字内屋敷ほかで、計約920m²を調査した。

第8調査区 第5調査区西側の畠地に設定したもので、調査区中央部でSB16、SB17、SB18、南西隅で、SB15の合計4棟の掘立柱建物跡を検出した。

第9調査区 第3調査区の北東方向約15mに位置し、東面する緩やかな斜面となっている。掘立柱建物跡5棟（SB21、SB22、SB23、SB24、SB25）と柵列1条（SA04）を検出した。いずれも小規模な柱掘り形を有するもので、周辺から出土した陶磁器等から中世ごろの遺構と判断された。

第10調査区 第3調査区と第5調査区の中間に設定したもので、大規模な柱掘り形をもつ総柱建物跡SB12（3間×4間）が検出された。SB01とSB05のほぼ中間に位置しており建物主軸方向もそれらと同様できわめて計画的に配置されていることが明らかになった。またSB12の南西側で多量の炭化米が出土し、建物の性格を考える上で示唆に富むものであった。

第11調査区 第1調査区と第5調査区の中間に設定したものである。第2次調査で検出していたSB08の北半分が確認され、2間×4間の南北棟であることが判明した。ほかにSB19・SB20を検出した。

第12調査区 水野善光氏宅の庭に設定したものである。調査区南寄りで一辺1m以上の大規模な柱掘り形をもつ掘立柱建物跡SB13が確認され、この付近で炭化米が散見された。このほか南北方向に走る溝SD03、東西方向に走る溝SD04が検出された。

第13調査区 第1調査区の西側に設定した調査区で耕作による攪乱を受けていたが、調査区南壁に沿ってSB14が検出された。

これまでの一連の調査によって建物配置の大要が把握できたので、以後調査区を北西約100mの松江市大庭町字庄蔵屋敷南側の畠に移し、正倉域の確認と正倉周辺の建物群の検索をすることにした。この字庄蔵屋敷については「正倉屋敷」が転化したものとも考えられることから山代郷庁が推定されているところで、現在は雑木林となっている。今回調査を実施したのはその雑木林の南方約

第1章 環境整備に至るまで

30mにあたる畠地で、西面する緩やかな斜面となっている。この斜面は後世の造成を受けず、古い地形をよく保っているものと判断された。調査は東西方向に長い調査区を3ヶ所設定し、第14～16調査区とした。

第14調査区 表土下約30cmで地山面となり、後世の攪乱等は受けていなかったが、遺構・遺物といったものはまったく確認することができなかった。

第15調査区 調査区西側においてほぼ南北方向に走る溝S D05を検出した。

第16調査区 第15調査区で検出したS D05の続きと考えられる溝状遺構を確認した。

第17調査区 発掘調査中に松江市大庭町字植松において住宅建設が計画されていることを知ったので急遽設定した調査区である。調査の結果、この地域は以前に盛土が行なわれており、建物基礎工事は旧表土層までおよばないものと判断された。したがって、今回の調査では深く掘り下げていないので、この地区における遺構の有無は確認していない。

第18調査区 第17調査区の北方約40mの位置に設定したものである。このあたりは標高約20mで、多数の建物跡が検出された第1～5調査区の位置より1.5mばかり低い。表土下約50cmで地山面となり、遺構・遺物等はまったく認められなかった。地形等からみても正倉院の北限はこの調査区より南にあるものと判断された。

(三宅博士・松本岩雄)

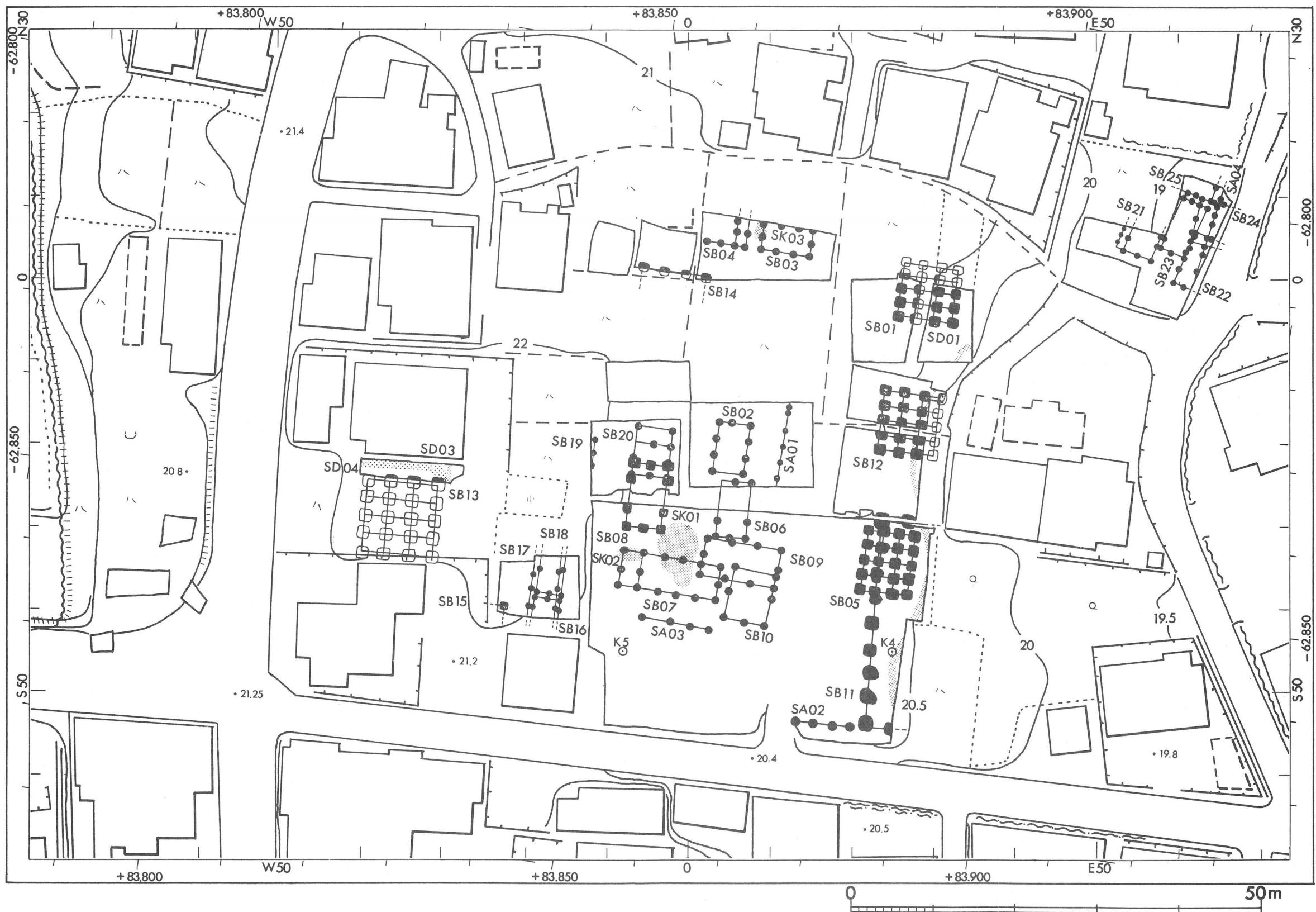
2 遺構の概要

昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度の3ヶ年にわたる発掘調査により検出した遺構は建物跡25、柵列3、溝状遺構5、土壤4である。以下、主要な遺構について個別に説明を加えることにする。

S B01 (第3図、図版III)

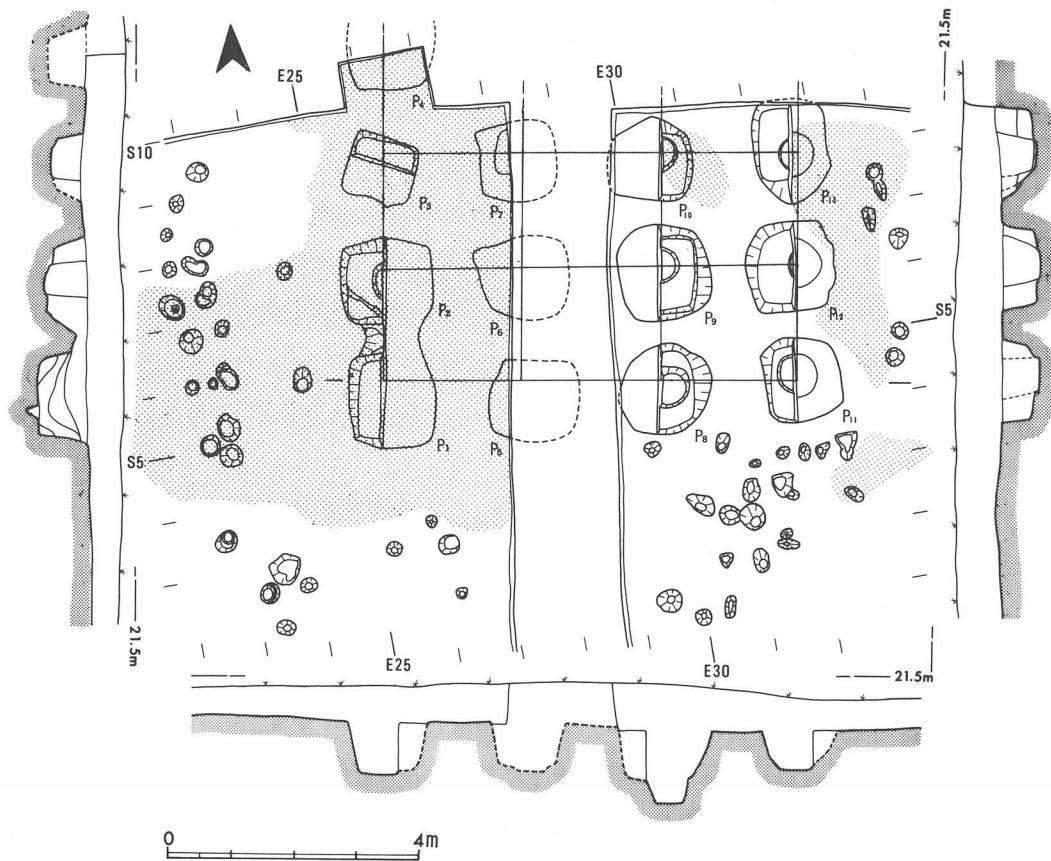
丘陵の東側傾斜変換点付近に設定した第3調査区の北半、表土下約0.5mで検出した総柱構造の建物跡である。完掘しなかったため、昭和53年度調査の際には3間×3間になるものと考えていたが、その後の調査によって検出したS B05、S B12にきわめて類似していることから3間(6.69m)×4間(7.12m)の南北棟建物跡と推定される。このように考えると床面積は47.6m²あまりになり、主軸方位はN-10°-Eを測る。柱間寸法は桁行1.78m(6尺)等間、梁間2.23m(7.5尺)等間である。検出した柱穴は計13個あり、いずれも隅丸方形の掘り形をもつものであった。

第3調査区で得られた出土遺物は遺構直上で検出した総量6斗9升2合にのぼる炭化米(第4図スクリーントーンが分布範囲を示す)がある。S B01の建物全体を覆う形で分布し、とりわけ調査区中央に土層観察用に残した南北方向のあぜ内は上面に茶の木が植えられていることも関係してのことか、耕作による攪乱もうけておらず、漆黒色の炭化米が握り拳大のブロック状を呈して認めら



第3図 主要遺構配置図

1 : 500



第4図 SB 01 実測図 1:120

れた。

また少量であるが炭化米の中に木炭片らしいものが散見された。なお、柱穴内には炭化米が全く入り込んでいなかった。

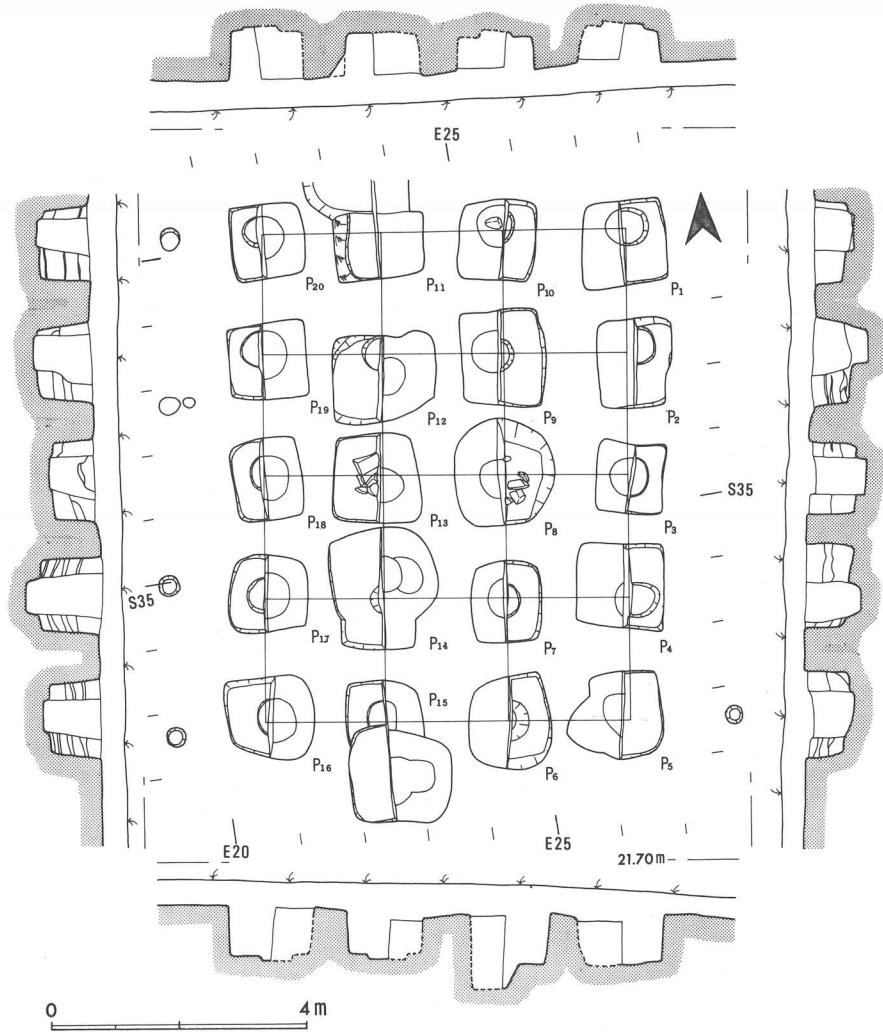
SB 05 (第4図、図版V)

第5調査区の東北隅 (S 35・E 25付近)、表土下約0.4mで検出した総柱構造の南北棟建物跡である。昭和55年度に検出したSB 12の真南にあたり、その間の建物中心距離は17m (57尺)、空間の距離は9.52m (32尺) ある。丘陵の東側傾斜変換点付近に位置し、規模は4間 (7.48m) × 3間 (5.61m) で建物の主軸方位はN-10°-Eを測る。面積は42.4m²である。

柱間寸法は、桁行、梁間ともに1.87m (6.3尺) 等間になり、梁間はSB 01・SB 12に比べて狭いが、桁行はSB 12のそれに等しい。梁間がSB 01・SB 12より狭いため東側柱筋、西側柱筋とともにSB 01・SB 12のそれと一直線上にはそろわないが、建物中軸線は一致している。検出した20個の柱穴はいずれも平面が方形あるいは隅丸方形で一辺1.05~1.50m、遺構検出面からの深さ0.9m前後の

第1章 環境整備に至るまで

大規模な掘り形をもつものである。掘り形はほとんど地山面に垂直に掘り込まれており、その底面はほぼ水平に仕上げられさらに柱根を固定するために掘りくぼめられたものが大半を占めていた。掘り形内部の上層は多くは黒色土と黄色土が交互に一定の厚さをもって規則的に詰められ、版築状を呈し、きわめて堅緻な状態であった。掘り形のほぼ中央には柱痕跡とみられる径0.6m前後の黒色土層のみられるものが大半を占めるが、一部に柱を抜き取ったと思われるものもあった。建物の中央に位置する柱穴P₈・P₁₃の底面には数個の石材が認められた。これは上面が平坦な自然石を用い、いずれも地山面にくい込んでいること、掘り形中央の柱痕跡の下に位置していることなどから柱の沈下を防止する目的で埋置されたものと考えられ、きわめて堅牢につくられていたことが知られる。検出した20個の柱穴は、この建物跡の調査時において保存できるかどうか危ぶまれたため、全て断ち割り調査を行なった。



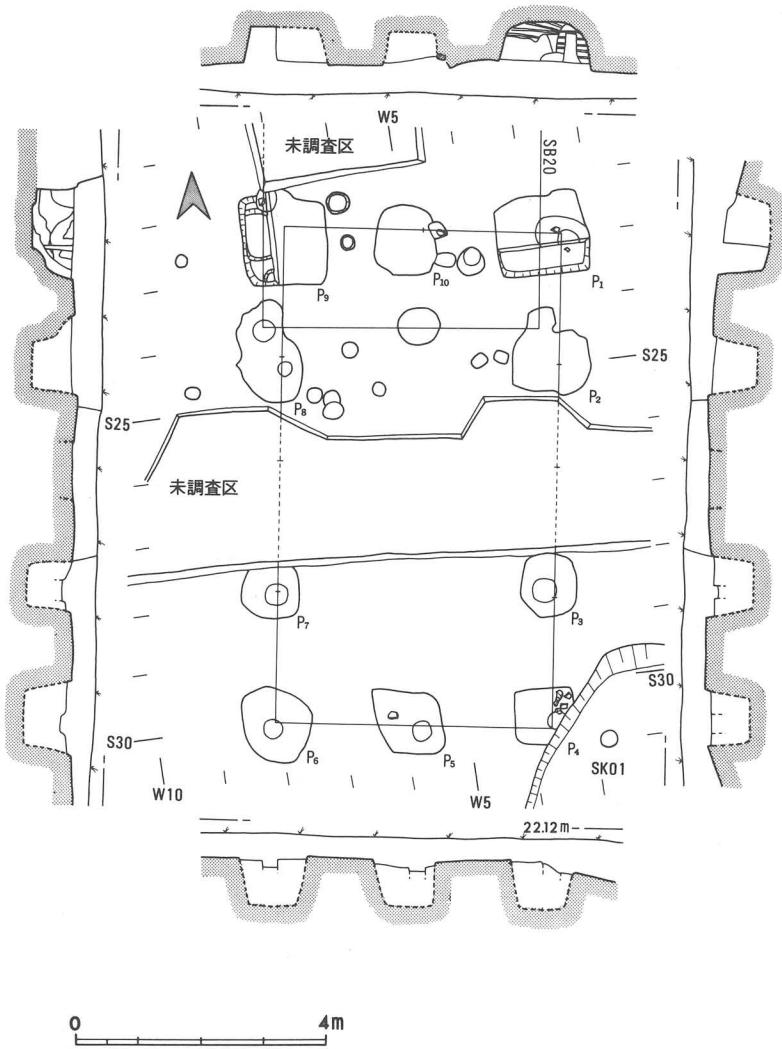
第5図 SB 05 実測図 1 : 120

以上、SB05は大規模な柱痕跡、掘り形をもつ総柱建物であることから倉庫跡と推定され、かつ、SB01・SB12との間には、建物方向、建物配置などからみて密接な関連をもって構築されていたことが知られる。ただし、SB01・SB12付近で認められた多量の炭化米はSB05付近からは全く出土しなかった。

SB08 (第6図)

第5調査区と第11調

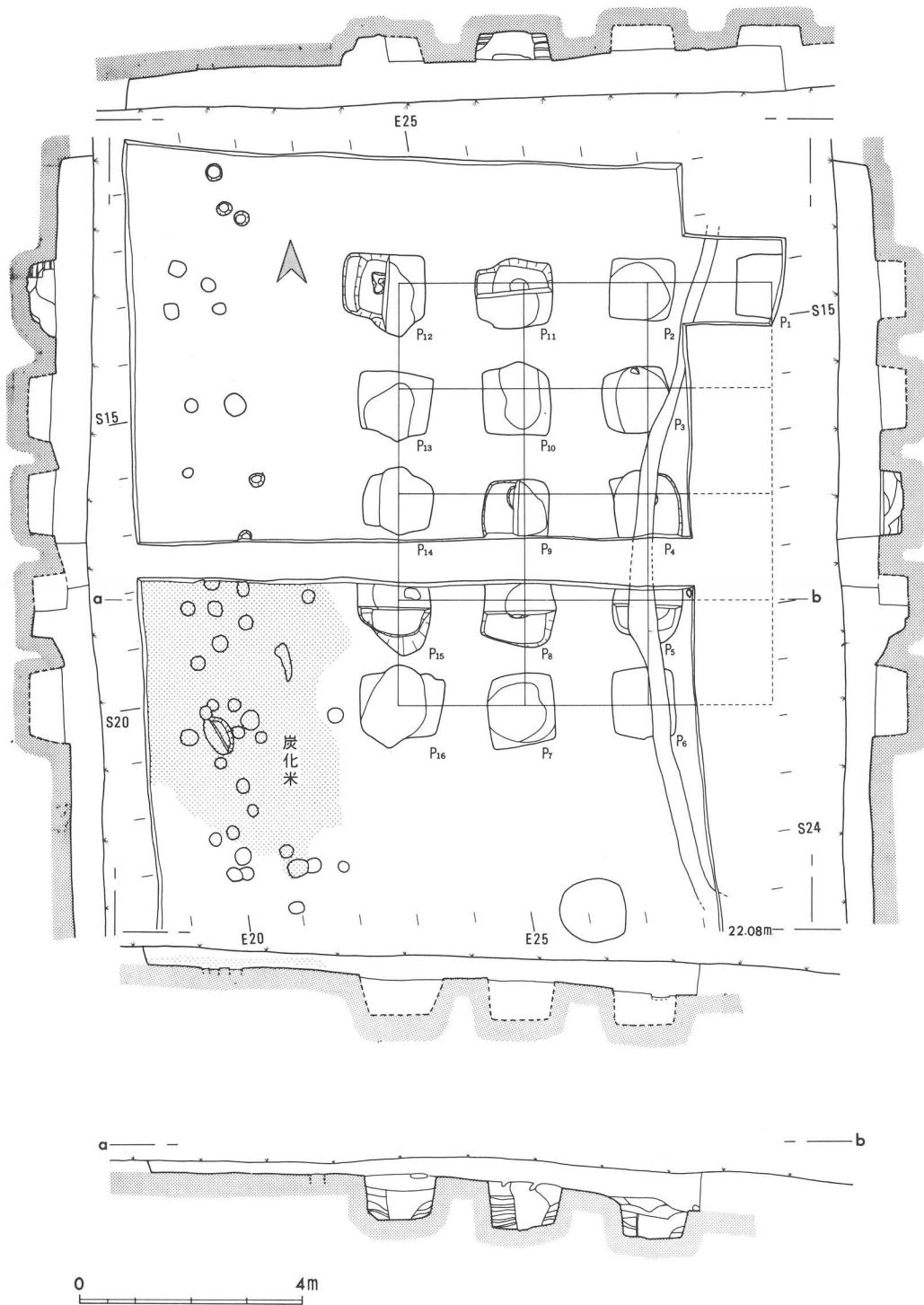
査区にまたがって検出された南北棟建物跡で、丘陵のほぼ中央部にあたる一番高いところに位置している。第5調査区と第11調査区の中間部は土地境界のため未発掘ではあるが、4間(7.90m)×2間(4.46m)の規模をもつものと考えられ、建物の面積は 28.1m^2 になる。建物主軸方位はN-8°-Eを測り、柱間寸法は桁行2.08m(7尺)、1.87m(6.3尺)、1.87m(6.3尺)、2.08m(7尺)間隔、梁間2.23m(7.5尺)等間になる。柱掘り形



第6図 SB08 実測図 1:120

は $1.50 \times 1.28\text{m} \sim 1.0 \times 0.9\text{m}$ の方形あるいは隅丸方形の大規模なものである。柱掘り形のうち半数して底部まで確認したのは、P₁とP₉のみである。

この建物跡の柱掘り形は方形で大規模なものであること、建物主軸方位がSB01・SB05・SB12に近いことが注意される。さらにこの建物跡の中軸線はSB01・SB12・SB05建物跡の中軸線から西へ30.3m(102尺)のところに位置していることが注意される。



第7図 SB 12 実測図 1 : 120

S B 12 (第7図・図版IV)

第10調査区で検出した総柱建物跡で、これに酷似する総柱建物跡 S B01と S B05のほぼ中間に位置する。丘陵の東側傾斜変換点付近に位置し、土地境界線に近かったため完掘していないが、規模は4間(7.48m)×3間(6.69m)になるものと考えられ、面積は50.0m²である。建物主軸方位はN—9°—Eを測る。柱間寸法は桁行1.87m(6.3尺)等間、梁間2.23m(7.5尺)等間である。柱掘り形は一辺1.1～1.5m四方の方形あるいは隅丸方形を呈し、遺構検出面からほとんど垂直に0.7m前後掘り込まれていた。この建物跡の調査時にはすでに本遺跡を保存する方針が決定していたので、柱掘り形の大半は平面形を確認するに留め、7個のみを半裁して土層断面及び底部の観察を行なった。

これらの柱掘り形内から遺物は出土しなかったが、建物跡南西隅にあたるP₁₅、P₁₆の西側で南北5.5m以上、東西3.5m以上にわたって多量の炭化米が出土した。

以上、S B12は大規模な柱痕跡、柱掘り形をもつ総柱建物であること及び付近から炭化米が多量に出土したことなどから倉庫跡と推定され、かつS B01、S B05との間には建物方向、建物配置などからみて、それらは相互に密接な関連をもって構築されていたことが知られる。

S B 13

第12調査区の南壁寄りで検出したものである。民家等があつて調査範囲が限定されていたため柱掘り形を3個確認したのみである。柱間寸法は2.82m(9.5尺)等間である。柱穴掘り込み面上には炭化米が散見された。S B13については柱掘り形を3個しか確認していない上、柱間寸法がS B01・S B12・S B05に比較して9.5尺とやや長いため、速断することはできないが、大規模な柱掘り形をもつこと、炭化米が出土していることなどから、S B01・S B12・S B05と同様に倉庫跡と考えられる。そこで、この建物跡もS B01などの倉庫跡と同様な4間×3間の南北棟と考えて復元すると、中軸線はS B08の中軸線から西へ30m(101尺)の地点にあたり、東側倉庫群(S B01・S B12・S B05)の中軸線からの距離は60.3m(103尺)になりかなり計画的に配置されているようみうけられる。ただし、建物主軸方向を推定してみるとN—1°—Eとなり、東側倉庫群の主軸と若干異なるほか、S B13の北側柱穴列とS B05の北側柱穴列が一直線上にのらないなど、築成時期には若干の差があったとも考えられよう。

S B 14

第13調査区の南端部で検出したものである。4個の柱掘り形を確認したのみで、南北棟になるか東西棟になるか不明である。柱掘り形は円形～隅丸方形を呈し、一辺0.66～0.92mとやや大型のものである。柱間寸法は2.52m(8.5尺)等間になり、建物主軸方位は不明確であるがほぼN—9°—Eを示す。ここでこの建物を仮に3間×2間の東西棟とした場合、その中軸線はS B08のそれと一致

第1章 環境整備に至るまで

し、SB08から北へ25.25m(85尺)の地点に位置することになる。さらにSB14は丘陵東側倉庫群(SB01・SB12・SB05)の建物主軸方位に近いこと、柱掘り形が比較的大きくしっかりしたものであることなどから、SB01などの倉庫群とほぼ同じ時期に計画的に設置されたものではないかと思われる。

SB15

第8調査区の南西隅で検出したもので、一辺0.92mの隅丸方形の柱掘り形を1個確認している。この周辺部はすでに地山が削られていたため、掘り形の深さは0.2mしか残存していなかったが、ほぼ垂直にていねいに掘り込まれていた。柱掘り形の検出位置から建物が北と東に延びる可能性はないから南と西へ延長して仮りに3間×2間の南北棟建物を想定した場合、建物の中心は、SB08から南へ19m(64尺)、東へ17m(57尺)の位置にあたることになる。

SA02

第5調査区南東部で検出したものである。東西方向に並ぶ4個のピット列で、建物跡になる可能性もあるが、地形がこのあたりからわずかに南側に向けて傾斜していることから柵列と考えたものである。方向はN—98°—Eを示し、3間(6.21m)まで確認された。柱間寸法は2.07m(7尺)等間になる。柱掘り形は一辺0.64~0.96m、深さ0.32mあまりの隅丸方形のものである。このSA02としたものはSB05の中心から南へ20.8m(70尺)の位置にあたる。

(永瀬優理、三宅博士、松本岩雄)

3 史跡の土地買上げ事業

昭和55年12月5日付け官報告示16162号で、遺跡のうち土地所有者の同意が得られた3637.73m²が国の史跡に指定された。

このうち土地の買上げを実施したのは3519.17m²で、土地所有者の意向により畠地としてそのまま耕作が続けられる118.56m²については、今回の買上げ対象地域から除外することになった。

事業は、昭和55年度からの3ヶ年計画で実施したが、今回の史跡指定の契機となった大庭町字内屋敷45—1については、土地所有者が当該地を売却した費用を見込んで他の新事業に着手していた

表1 年度別買上地一覧

年度	地番 (面積m ²)
55	内屋敷45—1 (1115)
56	植松34—2 (370)、内屋敷40—1 (513.97)・42—14 (88.66)・45—5 (158.58)
57	植松34—1 (263.85)、内屋敷35 (510.20)・35—1 (498.91)
	合 計 3519.17m ²

経緯から緊急に対応しなければならなかった。

昭和55年12月5日付けで史跡に指定されると、直ちに2月補正予算に計上され、県の直営事業として実施することになった。た昭和56・57年度については、継続事業として予算も計上され、島根県土地開発公社に委託して行ない、昭和57年11月9日にはすべての登記が終わった。

(宮沢明久)

表2 年度別事業費

単位 千円

年度	事業費	国	地元
55	58,142	46,513	11,629
56	67,218	52,174	15,044
57	75,543	59,234	16,309
計	200,903	157,921	42,982

第2章 環境整備

第1節 整備の概要

1 計画の概要

史跡指定面積3,637.73m²のうち、史跡の土地買上げ事業により公有地（県有地）化された3,519.17m²を対象として、発掘調査で確認した遺構のうち、倉跡3棟、管理棟建物跡2棟、柵列1条について遺構表示を行い、併わせて苑路、休憩舎、案内板等を設けた。

事業実施に当っては、奈良国立文化財研究所の指導に基づき、次のような基本計画を定めた。

山代郷正倉跡整備基本計画書

山代郷正倉跡は意宇平野の西の奥まった一隅に位置し、各郡家を基点として主要な施設や地物の方向・距離が詳細に記されている。『出雲風土記』にも記載されている。昭和54年度の発掘調査の結果、正倉跡の規模・配置・変遷などが判明し、律令国家の実態を解明する上で貴重な意味を持つ遺跡である。

意宇平野には先史時代から歴史時代に至る多くの遺跡が存在し、これらの遺跡を群として整備する風土記の丘構想が作成され、昭和46年には出雲国分寺、昭和48年には八雲立つ風土記の丘センター、昭和50年には出雲国庁の環境整備が竣工した。山代郷正倉跡の整備方針としては、これらの遺跡の一環として整備する必要があり、また市街地内での近隣公園としての役割をも果たすものである。遺跡の復原表示としては、現状の保存技術では柱穴等を露出展示することが困難なため、埋めもどした上に復原表示する手法を採った。また市街化地域で防火地域に指定されると同時に、住居が遺構に密接しているため屋根構造などより完全復原は困難で部分復原にとど

第2章 環 境 整 備

めて下記のような基本方針を立てた。

- (1) 地形造成は現状の地形（西→東）に準じ、平均20cm盛土整形して造成を行ない、特に西南隅部の低地は1m近くの盛土を行ない旧形を復原する。
- (2) 排水も地形に準じ、原則として西→東への勾配をとり四周に排水路（U型溝）を設け、内部の排水は苑路側溝を利用する。
- (3) 四周の境線は東・西・北は民地との境界沿いに柵を設け指定境界線とする。南道路側は一段低くなっているため石垣を設ける。盛土を行なった西面、西隅部も同様石垣を巡らし境界とする。
- (4) アプローチは本来南面と推定され、南面道路より遺構の中軸線で導入する形をとり階段と苑路（碎石敷・幅員3m）を設ける。内部の苑路は中軸上に位置する2棟の建物に進み、3棟の倉庫・南側の柵の前面を回遊する形に設ける。
- (5) 遺構の復原表示としては、南を画する柵は地表より80cm立ちあげて、遺構の柱径に準じた柱（擬木）で表示し、導入部を除いて板でつなぐ形とする。中軸線上の2棟の建物は、柱は40cm立ちあげ、柱通りに自然石で回線を設け区画し、地表より5cmほど立ちあげ、内部は三和土仕上げとする。3棟の倉の復原表示としては、床上までの復原を行ない、柱・高床・上部の校木一段部を復原する形とする。
- (6) 施設としては、盛土した西南部に休憩舎・水飲を兼ねた便所を構築し、建物壁面を利用して展示パネルを設ける。入口の左手に全体の案内板を一基、各遺構毎に標示板を設ける。
- (7) 苑路に囲まれた空間は芝地の休養広場とし、その他は砂利敷とする。植栽は南面石垣上に灌木を植栽し、南面の囲障とする。また修景・緑陰を兼ねて適宜植栽する。

2 事 業 の 実 施

(1) 組 織

昭和58年度

指 導 文化庁記念物課

加藤充彦（文化財調査官）

奈良国立文化財研究所

町田 章（埋蔵文化財センター集落遺跡研究室長）安原啓示（同 保存工学研究室長）田中哲雄（平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）高瀬要一（同主任研究官）

本中 真（同文部技官）

事務局（島根県教育庁文化課）

課長 福田治夫・美多定秀 主査 藤間亨 課長補佐 長谷川行雄・蓮岡法暉 埋
蔵文化財第1係長 勝部昭 主事 松本岩雄・西尾克己 嘴託 中村慶子

設計監理・施工事業者

島根県土地開発公社

技術第2課長 川島久雄 係長 原田祐次 技師 木村和彦

請負 (専)松雲土木（松江市大庭町1382）

協力 山代郷正倉跡整備委員会（財）島根県教育文化財団

昭和59年度

指導 導 文化庁記念物課

加藤充彦・服部英雄（文化財調査官）

奈良国立文化財研究所

高瀬要一（平城宮跡発掘調査部主任研究官）本中真（同部文部技官）

事務局（島根県教育庁文化課）

課長 美多定秀 課長補佐 永瀬忠治・蓮岡法暉 埋蔵文化財第1係長 永塚太郎
主事 松本岩雄・西尾克己 嘴託 田根裕美子

設計監理・施工事業者

島根県土地開発公社

技術第2課長 原田祐次 技師 平野徳重

請負 (専)松雲土木（松江市大庭町1382）

協力 山代郷正倉跡整備委員会（財）島根県教育文化財団

昭和60年度

指導 導 文化庁記念物課

加藤充彦（文化財調査官）

奈良国立文化財研究所

田中哲雄（平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）山中敏史（埋蔵文化財センター主任研究官）

事務局（島根県教育庁文化課）

課長 美多定秀 課長補佐 永瀬忠治・蓮岡法暉 埋蔵文化財第1係長 永塚太郎
文化財保護主事 宮沢明久 主事 松本岩雄・西尾克己 嘴託 田根裕美子

第2章 環 境 整 備

設計監理・施工事業者

島根県土地開発公社

技術第2課長 原田祐次 技師 木村和彦

請 負 (角松雲土木 (松江市大庭町1382)

協 力 山代郷正倉跡整備委員会 (財)島根県教育文化財団

昭和61年度

指 導 文化庁記念物課

加藤充彦・服部英雄 (文化財調査官)

奈良国立文化財研究所

本中 真 (平城宮跡発掘調査部計測修景調査室文部技官)

事 務 局 (島根県教育庁文化課)

課長 熊谷正弘 課長補佐 安達富治・蓮岡法暉 埋蔵文化財第1係長 永塚太郎

文化財保護主事 宮沢明久・松本岩雄 主事 西尾克己 嘴託 田根裕美子

設計監理・施工事業者

島根県土地開発公社

技術第2課長 原田祐次 係長 小笠原政雄 技師 福島美之

請 負 (角松雲土木 (松江市大庭町1382)

協 力 山代郷正倉跡整備委員会 (財)島根県教育文化財団

昭和62年度

指 導 文化庁記念物課

加藤充彦 (文化財調査官)

奈良国立文化財研究所

高瀬要一 (平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長)

事 務 局 島根県教育長文化課

課長 熊谷正弘 課長補佐 安達富治・勝部 昭 埋蔵文化財第1係長 宮沢明久

文化財保護主事 卜部吉博・松本岩雄 嘴託 田根裕美子

設計監理・施工事業者

島根県土地開発公社

技術第2課長 原田祐次 主幹 小笠原政雄 技師 福島美之

請 負 (角松雲土木 (松江市大庭町1382)

休憩舎建築 島根県土木部営繕課

設計・監理 課長 石川静雄 建設第二係長 田中 充

島根県土木部松江土木建築事務所

建築課長 松本 正 主幹 柳原恒徳 技師 富田克彦

(有)細田工務店（松江市西持田町362—39）

協 力 山代郷正倉跡整備委員会 (財)島根県教育文化財団

(2) 工事工程と年度別事業内訳

当初の事業計画では、昭和58年度から4ヶ年計画で工事を完成させる予定であった。

しかし、主として県の財政事情から、計画は一年程遅れ、総事業費44,538千円で昭和62年12月完成した。

内訳は次のとおりである。

表3 事業費収入

	昭和58年度事業	昭和59年度事業	昭和60年度事業	昭和61年度事業	昭和62年度事業	合 計
国庫補助額	2,500	5,500	4,447	3,138	5,180	20,765
県負担額	2,890	6,370	5,153	3,629	5,730	23,772
合 計	5,390	11,870	9,600	6,767	10,910	44,537

表4 昭和58年度事業費

工事委託費	土工	967
	排水工	1,614
	石積・擁壁工	301
	柵工	144
	舗装工	96
	植栽工	468
	雜工	9
	諸経費	1,231
小計	4,830	
設計監理委託費	390	
事務費	170	
合計	5,390	

表5 昭和59年度事業費

工事委託費	倉表工	6,231
	空石積工	563
	排水工	43
	植栽工	170
	整地工	434
	諸経費	3,389
小計	10,830	
設計監理委託費	870	
事務費	170	
合計	11,870	

(3) 事業の実施

〈1〉 整地工事

発掘調査の結果、正倉跡の旧地形は西から東へ行くに従い、低くなっていたことが判明している。整地工の実施に際しては、できるだけ傾斜を少なくし、平均的な高さにすることを目標とし

表6 昭和60年度事業費

工事委託費	倉表示工	3,096
	建物表示工	798
	苑路工	890
	柵表示工	358
	植栽工	888
	諸経費	2,670
	小計	8,700
設計監理委託費		705
事務費		156
合計		9,600

表8 昭和62年度事業費

工事委託費	空石積工	552
	舗装工	225
	苑路工	118
	整地工	16
	階段工	257
	植栽工	530
	芝工	370
	車止め工	61
	案内板	958
	平板ベンチ	38
諸経費	諸経費	1,775
	小計	4,900
休憩舎・工事請負費		4,899
県案内板工事請負費		154
設計監理委託費		397
事務費		561
合計		10,911

表7 昭和61年度事業費

工事委託費	植栽工	1,559
	芝工	2,117
	整地工	71
	空石積工	289
	苑路工	15
	諸経費	2,049
	小計	6,100
設計監理委託費		490
事務費		177
合計		6,767

た。盛土を原則としたが、現況地盤に起伏があったため、文化課係員の立会のもと一部切り土を行った。

〈2〉 苑路工・階段工

史跡地内の散策と修景のために、中軸線を回遊するように苑路を設置した。路面には、碎石を敷き、その外側を境界ブロックでふち取りした。当初の計画では、西側部分を民地境界の近くで施工する予定であったが、地下遺構の保護と苑路の活用の観点から奈良国立文化財研究所の指導を得て東に移動した。

階段は当初コンクリート仕上げとしていたが、付近の景観を配慮して、擬木を用いることとした。また、計画では階段が直接史跡の南側を通る県道に面していたが、交通安全を考慮して、階段を北にずらし、1.3mの広場を設けた。

〈3〉 案内板・説明板等

後の管理を考えて、耐久性に優れた材質のものを選んだ。案内板は木製枠も考慮したが前記の理

表9 工程表(1)

\	昭和58年度												昭和59年度												昭和60年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
土工事																																							
石積工事																																							
擁壁工事																																							
圍柵工事																																							
舗装工事																																							
排水工事																																							
苑路工事																																							
芝工事																																							
倉表示工事																																							
建物表示工事																																							
柵表工事																																							
植栽工事																																							
階段工工事																																							
蓋内柵、標示柵																																							
休憩舎建設工事																																							
雜工事																																							
報告書編																																							

表10 工程表(2)

\	昭和61年度												昭和62年度																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3															
土工事																																							
石積工事																																							
擁壁工事																																							
圍柵工事																																							
舗装工事																																							
排水工事																																							
苑路工事																																							
芝工事																																							
倉表示工事																																							
建物表示工事																																							
柵表工事																																							
植栽工事																																							
階段工工事																																							
蓋内柵、標示柵																																							
休憩舎建設工事																																							
雜工事																																							
報告書編																																							

由で擬木枠にした。また、倉跡の説明板には耐久性とともに、変色・脱色しない有田焼磁器板を用いた。

〈4〉 遺構表示

倉表示

①柱材

基本計画では、遺構跡には遺構の柱径に準じた柱を擬木で表示する計画をしていたが、遺構全体のイメージからも、全体事業費との調整の中で、復原する材料はできるだけ元の素材と同じものが望ましいと考え、台(湾)桧を選定した。

②施工状況

台桧直径60cm、長さ120cmの柱を40cm地中に埋め込み、地表よりの立ち上り80cmを標準とし、加圧式防腐処理を行った。

なお、敷地全体の地盤高に高低差があるとともに、倉表示部分の地盤が周囲に比し、一段と低くなっていたので、文化庁の指導により周囲の地盤高まで盛土し、かつ柱の立ち上り面が不ぞろいとならないように個々の柱の埋めこみ及び立ち上り高について調整した。

③柱間の基礎部分には、縁石として来待石（出雲部の代表的な石材）を使用した。

④床面は、当初の真砂土仕上を予定していたが、ソイルセメントによっても同様な仕上りができることから、建物表示の床面仕上と併わせてソイルセメント（白色セメント＋真砂土）仕上とした。

建物表示（管理棟）

①基本計画では、擬木表示を計画していたが、倉表示と同様に台桧材を選定し、直径25cm、長さ70cmの柱を30cm地中に埋め込み、立ち上り40cmを標準とし、加圧式防腐処理を行った。

②柱間の基礎部分には、倉表示と同様、縁石として来待石を使用した。

③床面についても、倉表示同様にソイルセメント仕上とした。

〈5〉 芝張工

遺構表示、休憩舎、苑路の周囲一面に高麗芝を植栽し、休養広場として整備した。

基本計画では、芝張は苑路に囲まれた内側だけに留め、その他は砂利敷を計画していたが、その後奈良国立文化財研究所から、敷地全体を芝張した方が調和が取れるという指導があり、砂利敷予定部分も併せて芝張した。

〈6〉 植栽工

史跡指定地境を明確にし、修景、緑陰を兼ねて史跡の環境保護を図る目的で植栽工を実施した。

植栽工事を実施するに際しては、前記「山代郷正倉跡整備基本計画」に基づき、初年度（昭和58年度）に全体植栽計画を立案した。

工事の実施に際しては、毎年度、事前に整備委員会を開催し、樹種、植栽場所等について、できるだけ、地域住民の要望が反映されるように努めた。

第11表 植栽（樹種）一覧表

区分	樹種	植栽本数	植栽位置	植栽年度
針葉樹	コウヤマキ	7	北側苑路、2号倉表示付近	60、61
常緑広葉樹 (高木)	サザンカ	312	県有地境のうち、東・西、北側	58、59、62
	クスノキ	14	中央西、中央苑路、北東隅、北西隅付近	60、61
	シイノキ	2	北東隅、中央西付近	60、61
	タイサンボク	1	北西1号建物付近	60
	ヤマモモ	2	休憩舎前、南東隅付近	61、62
	モッコク	1	休憩舎前	62
常緑広葉樹 (中木)	クロガネモチ	2	休憩舎前、南東隅付近	61、62
常緑広葉樹 (低木)	ツツジ	157	南辺(空石積天場)	61、62
落葉広葉樹 (高木)	ケヤキ	1	北西隅付近	60
落葉広葉樹 (中木)	シダレザクラ	2	北辺東1号倉庫跡付近	60
	シラウメ	3	休憩舎前	62

植栽樹種のうち、「出雲国風土記」にその名称がはっきりと確認できるものとしてはクスノキ、シイ(ノキ)、ヤマモモ、ウメ、ケヤキ等がある。

遺跡を復原整備する場合、その地域の植物生態を配慮し、できるだけ遺跡が存在した当時の環境復原をするのが望ましいと考えたが、一方で環境整備事業完了後の史跡の維持管理、落葉等に係る地域住民の要望等も考慮し、樹種、植栽位置等を決定した。

当初計画では休憩舎南に擬木の柵を考えていたが、「遺構表示とまぎらわしいから他のものに変えてはどうか」との指導があり、ツツジの植栽を行うことになった。

<7> 雜工事

排水溝

U字溝による排水溝は、整備計画地の四隅に配する予定であったが、東西に勾配が設けられることになった為、南側は取り止めることとした。なお北側については、西側の溝の流末処理の為、そのまま実施した。

交通安全施設

階段のすぐ南側は県道に面している。この為、子供等の見学者が道路に飛び出さないように、奈良国立文化財研究所の指導で車止めを設けた。

<8> 休憩舎

古代の建物をイメージできる建物を心がけた。本来、史跡の休憩舎は、壁面を持たない東屋風の

第2章 環 境 整 備

建物が普通のようだが、隣接する民家への目かくしと案内板設置のスペースを考えて一面は壁面とした。

当初計画では、屋根は瓦葺き、壁はシックイ塗りを予定していたが、奈良国立文化財研究所の指導で、屋根はルーフィング様のもの、壁は板材の横張りにすることになった。屋根については、防火地域を念頭において銅板に再度変更した。
(永塚太郎・ト部吉博)

3 施工仕様書

地形造成事項

1. 土工事、石工事、倉表示、及び建物表示工事等、遺構面を破壊する恐れのある工事については、いずれも計画図により、係員と協議の上、現地立会を重ね、その承認を受けてから施工する。
2. 表土のはぎ取りを全面に対して、10cm程度行なう。はぎ取りで生じた土は、不良土であるので、残土処理を計画する。
3. 盛土は、切取り場から運ぶ良質土（真砂土）によって行ない、約0.3mの盛土ごとに敷きならし、締め固めを行なう。
4. 倉、建物、柵の柱位置に設置する円柱は、掘立柱を模式的に復原したものである。材料はヒノキで加圧式防腐処理とする。

倉表示は、直径60cm、長さ120cm、その内90cmを地上に露出させ、30cmを埋め込むものとする。

建物表示は、直径30cm、長さ70cm、その内40cmを地上に露出させ、30cmを埋め込むものとする。

柵表示は、直径25cm、長さ110cm、その内80cmを地上に露出させ、30cmを埋め込むものとする。

尚、倉表示、建物表示の縁石は来待石とし、内部中詰め材は、ソイルセメントとする。

植栽事項

1. 植栽樹木は、引渡し後12ヶ月以内に枯死、枝条枯損、樹形不良等となった場合は、監督職員の指示する期限内に、もと植栽した樹木と同等以上のものを、施工者が責任をもって植替え、監督職員の検査を受けなければならない。
2. 樹木は、枝葉発育良好であって、樹姿がよく整い、指定の寸法があり、傷、枝折れおよび病虫害がなく、根鉢範囲に細根の多い栽培品でなければならない。
3. 枝張は、樹木の四方面に伸張した枝の幅をいい、測定方向により幅に長短がある場合は最長と

最短の平均値とし、一部突出した枝は含まないものとする。

4. 常緑樹は、原則として根元直径の5倍以上の長さを直径とする大きさに根株を掘取り、鉢土を付け、縄またはこもで堅固めに根巻きをするものとし、根巻きの不完全なもの、鉢土の崩れたもののがあってはならない。
5. 樹木の植穴は、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある大きさに植穴を掘り、瓦礫、不良土、その他樹木の生育に害のあるものを取除いて底部を耕さなければならぬ。
6. 植栽用支柱の丸太は、すべて使用前に防腐剤を2回塗布し、十分乾燥したものを使用しなければならない。また、取付け後の新切断面も同様の塗布としなければならない。
7. 樹木の植付地盤が切土盛土などによって植栽に不適な土が露出した場合は、良質な土壤の客土または、土壤改良を行わなければならない。
8. 樹木の施肥は、肥料が直接根に触れないように注意し、かつ均等に行わなければならない。

4 細部計画

1. 整地工等（盛土、石積等）

正倉跡の地形は、西より東に行くにしたがい低くなり、また南より北に行くにしたがい低くなっているため北東方向、官民境界部分では盛土が必要となり、南西方向、建物表示部分では、切土が生じた。全体整地高はレベルとせず、ほぼ現地形にならって切盛土を行なった。また、1号建物跡（管理棟）、2号建物跡（管理棟）の中心を結んだ線を境に東西に排水勾配がとれる様整形した。なお、休憩舎の便槽設置により深く掘る必要があるため、この付近は遺溝面から1mの盛土を行ない、他の地盤より高くして遺溝面の保護に努めた。この史跡整地工事により土留めとして北東隅部、道路に沿った南面は法長100cm、休憩舎後部は法長80cmのいずれも控35cmの空石積とした。

2. 階段・苑路

南西隅の維持管理スペース右隣の入口にコンクリート擬木で、幅3.0m、踏み込み30cm、蹴上げ15cm、7段の階段を設置した。この階段より南側柵跡に進み、3棟の倉跡、2棟の管理棟建物跡を回遊し、休憩舎に至る苑路（砂利敷、幅3.0m、厚さ7cm）を設けた。

3. 案内板・説明板等

案内板は、地上高さ215cm、幅180cmのコンクリート擬木枠にアルミ板を用い、耐久性を考慮してシルク印刷したものを南側苑路中央付近に1基設置し、見学者の参考に供した。倉跡の説明板には、発掘調査時の柱跡の状況写真を、30cm角の有田焼磁器製のプレートに直接焼付けたものを、説明文を添えて高さ30cm程度のコンクリート台にはめ込み、それぞれ倉跡に設置した。な

第2章 環 境 整 備

お、この焼付け写真は、長期に渡る耐久性を持つ。また、建物跡、柵跡には、コンクリート擬木の標識柱で標示した。

4. 遺構表示（倉表示・建物表示・柵表示）

⑦倉表示：倉復原の柱材としては、台桧を選び直径60cm、長さ110～130cmとし、30cm地中に埋め込み、厚さ30cm、1m四方のコンクリート基礎を設けた。柱間の基礎部分は、縁石として来待石を設けて一体化させた。柱は、加圧式防腐処理を行なった。基礎面より来待石による縁石の天端高（15cm）をソイルセメントで中詰めをした。

⑧建物表示：建物復原の柱材は国産桧を選び、直径25cm、長さ70cmとし、30cmを地中に埋め込み、厚さ30cm、50cm四方のコンクリート基礎を設けた。縁石、中詰材は倉表示と同様とした。

⑨柵表示：柵復原の支柱材、柱材とも国産桧を選び、支柱材は、直径25cm、長さ110cmとし、30cmを地中に埋め込み、厚さ30cm、50cm四方のコンクリート基礎を設けた。柱材は、直径20cm、長さ200cmとし、支柱材に5cm組み込み連結させた。

5. 芝張り

倉表示、建物表示、苑路、及び植栽等を除く部分（2114m²）はすべて張芝とし、芝は高麗芝を用いた。

6. 植栽

南側を除く外周は、遺跡指定地の明確化と遺跡環境保護の目的で、民地との境界沿いにサザンカ（H=1.2m）の生垣を設けた。また、休憩舎入口両側、中央付近、及び外周部分には修景、緑陰を兼ねて、高さ3.0m～4.0m、幹径20cm～40cm、枝張1.0m～2.0m程度の樹木を35本植栽した。なお、樹木は、付近住民の要望により、落葉樹を避け常緑樹とした。南側には、石積の天端に沿ってツツジを植栽した。

7. 雜工事

南側を除く外周には、敷地からの雨水排水のためのU型側溝を設置した。また、南西隅には、維持・管理に必要な機械、物資等を搬入するための維持管理スペースを設けた。

（島根県土地開発公社 木村和彦・福島美之）

5 休憩舎

この休憩舎は出雲国庁跡、八雲立つ風土記の丘等が点在する松江市郊外の史跡出雲国山代郷正倉跡整備事業の一環として、当史跡見学者の休息の場を目的とし計画され敷地の西南の一角に建設することとした。

実施にあたっては、文化庁をはじめ各機関と数回の協議をもちながら設計に着手した。

外観については、古代正倉建築様式を取り入れた切妻屋根を基調に仕上げは緑青銅板を採用し

壁面は三方開放で居ながらにして正倉跡を見られるよう利用者に対する配慮をし、他一方については杉板横張りとした。

内部についても、当時の型式を考慮しつつ、床については昔人の知恵であろう石を用いることとし、石張り粗面仕上げとし、天井は、杉材を用いた格子天井とした。

又、設備面については大小の便所・手洗い・水呑み・ベンチ・テーブル及び案内板を取り付けることとした。

次に工事概要を記する。

工事概要

工事場所 島根県松江市大庭町

工事種目 建築工事（休憩舎）

構造・規模 木造、平家建、床面積 $19.8744m^2$ 軒高さ 2.80m

工 期 着工昭和62年9月23日 竣工昭和62年11月30日

各部仕上げ

基礎 鉄筋コンクリート

床 忌部石⑦20粗面仕上げ一部モザイクタイル貼り

柱 桧化粧丸太中135

外壁 杉板⑦24横張り

内壁 アラワシ

天井 杉板⑦12、格子天井

屋根 銅板一文字葺⑦0.3

設計・監理 島根県松江土木建築事務所

施工者 (有)細田工務店（松江市西持田町362—39）

（島根県土木部營繕課 田中 充）

第3節 今後の課題

昭和53年度の第1次調査から始まった山代郷正倉跡への取り組みは史跡指定、土地買上げを経て、昭和58年度から実施した整備も本年度竣工し、一応終局を向えた訳であるが、今後に残されたいいくつかの問題を提記しておきたい。

まず、第1点として、将来、絶えることなく行なわなければならないのが維持管理である。一般

第2章 環境整備

的な日常の清掃の他に以下のような管理が必要となる。

植栽した樹木	補植・剪定・病害虫の駆除
芝 生	刈込み・補植・除草
遺構・表示	ソイルセメントの養生・補修・円柱の補修
苑 路	除草・碎石の保護・補充
休 憩 舎	補修・便所の汲み取り

第2点としては、今までに倉庫跡の存在等が明確になっていながら、充分に広がりをもっていなかった指定地について隣接地の追加指定・土地買上げ・整備を行うことである。将来、史跡出雲国山代郡正倉跡（以下史跡という）のより豊かな活用を行うため、公有地の拡大とともに、倉庫跡の復原（上屋）も1棟は行ないたいものである。

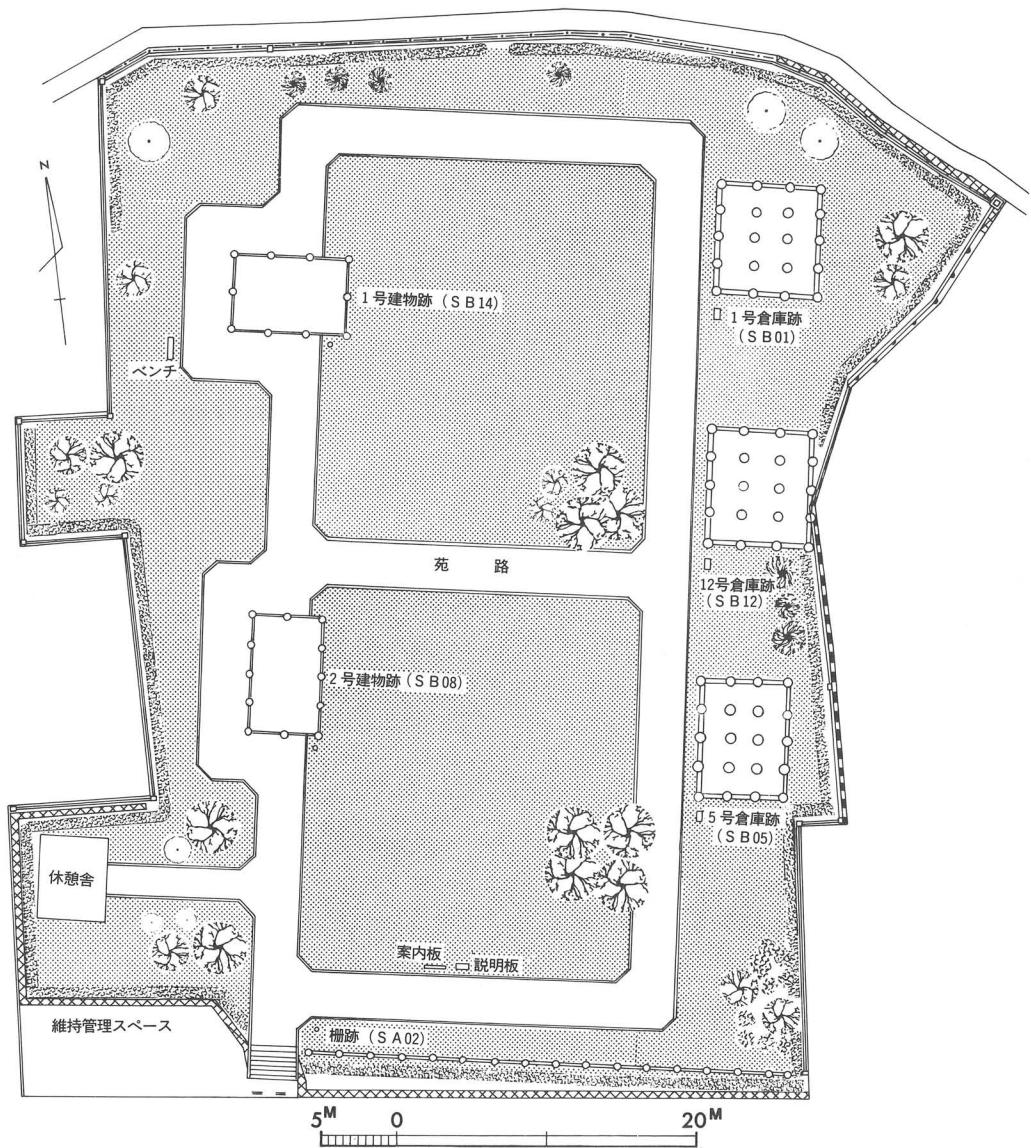
第3点としては、正倉域の確認である。今回の整備では昭和53年から3ヶ年の発掘調査によって確認された倉跡を中心に遺構を表示しているが、調査者は「建物配置の状態や地形・立地その他を考慮すると概ね一町四方に及ぶもの」と考えている。昭和61・62年度に松江市教育委員会が発掘調査を行なった史跡から南に約100mのところに位置する下黒田遺跡注1では、東西に延る大溝が延長80mにわたって確認されている。また、もし、この大溝を「正倉」の南限と考えた場合「一町四方」をはるかに越える規模となる。将来は計画的な発掘調査を進めて山代郷正倉跡の全貌を解明する必要がある。

第4点としては、地域に根ざした愛護団体の組織化と育成を行うことである。史跡が真に活用されるには、行政が施設を整備・設置するだけではなく、地域に対してこうした働きかけを行なう必要があろう。

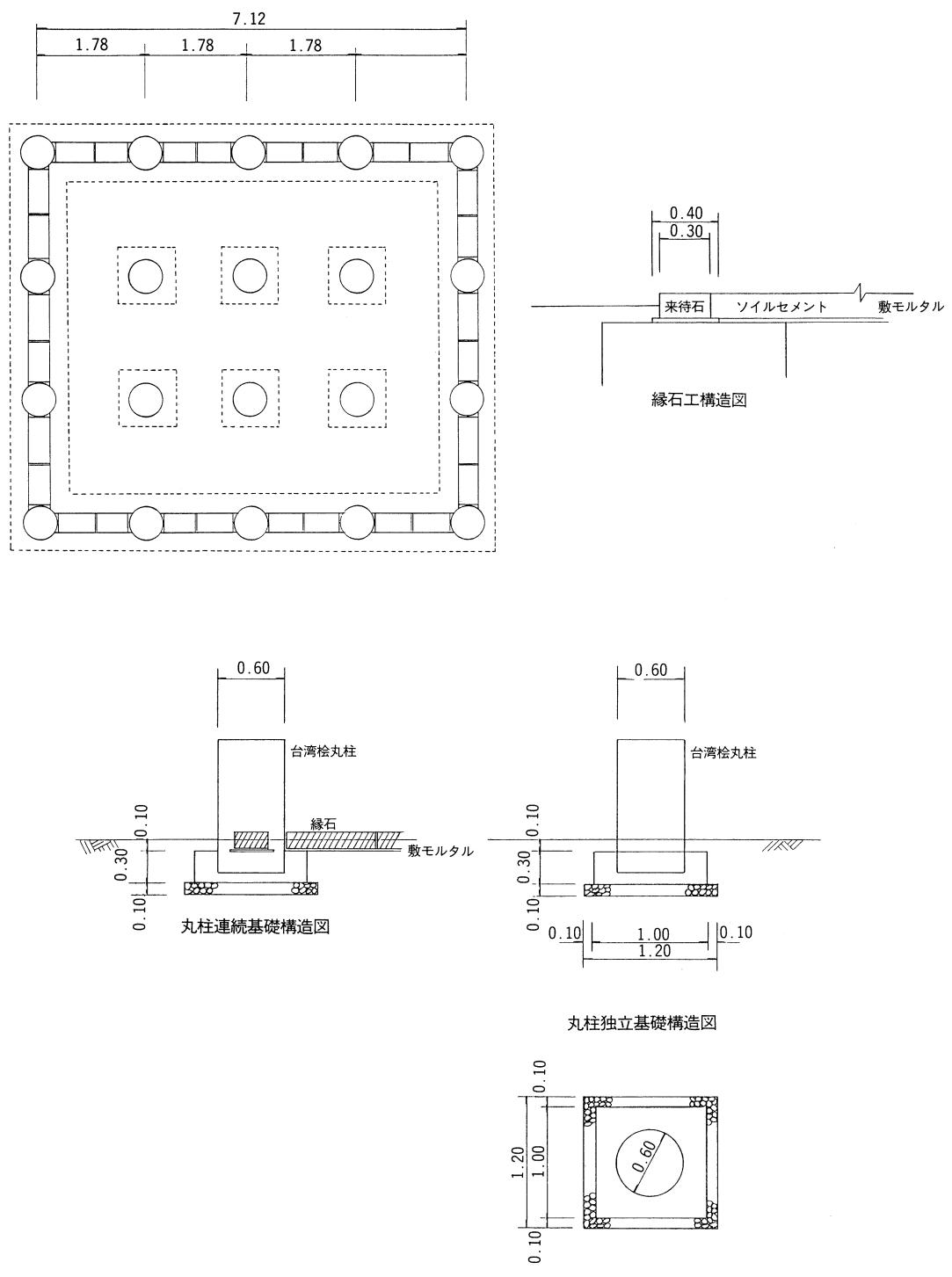
以上、今後の問題点について述べたが、これらは、いずれも資金や人員の裏付けをなくしては実施できない。早急に史跡の第2次整備計画・管理計画を策定することが望まれる。

注1 下黒田遺跡発掘調査報告書 昭和63年3月 松江市教育委員会 松江市建設部建築課

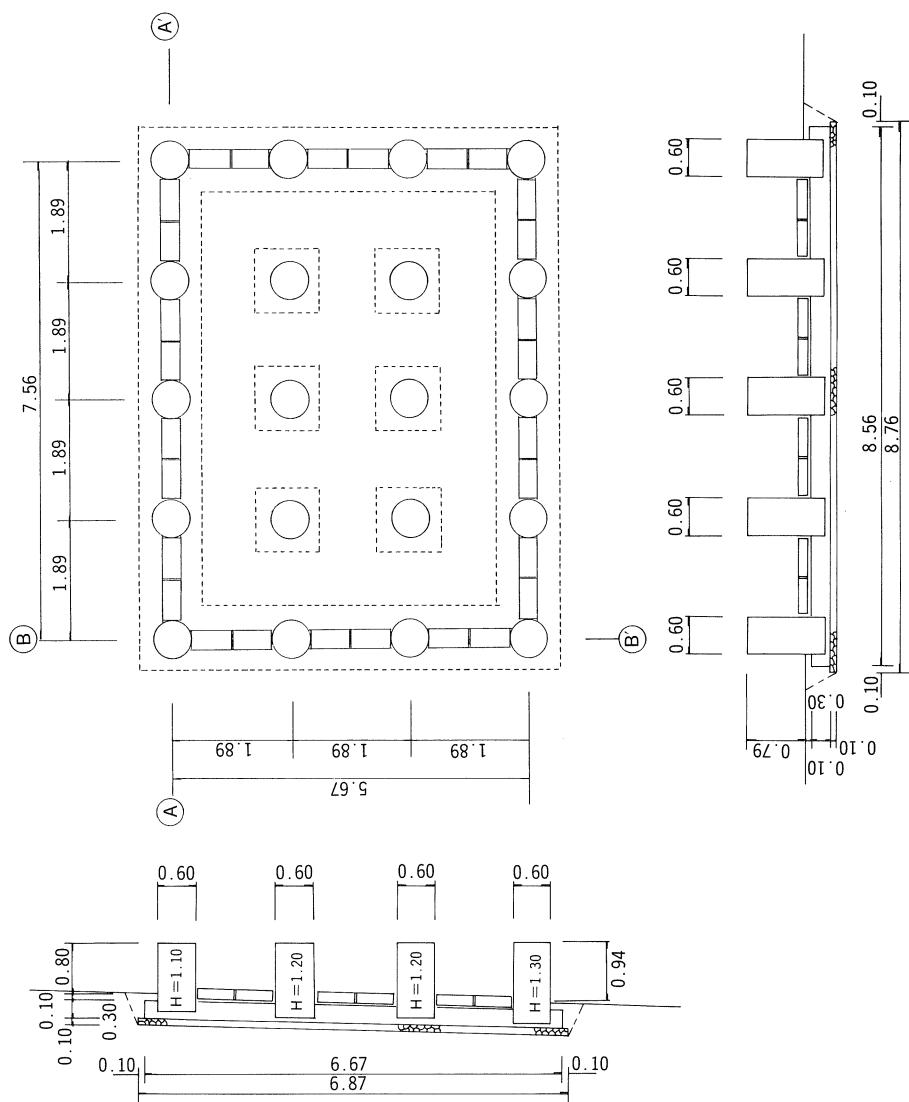
（ト部 吉博）



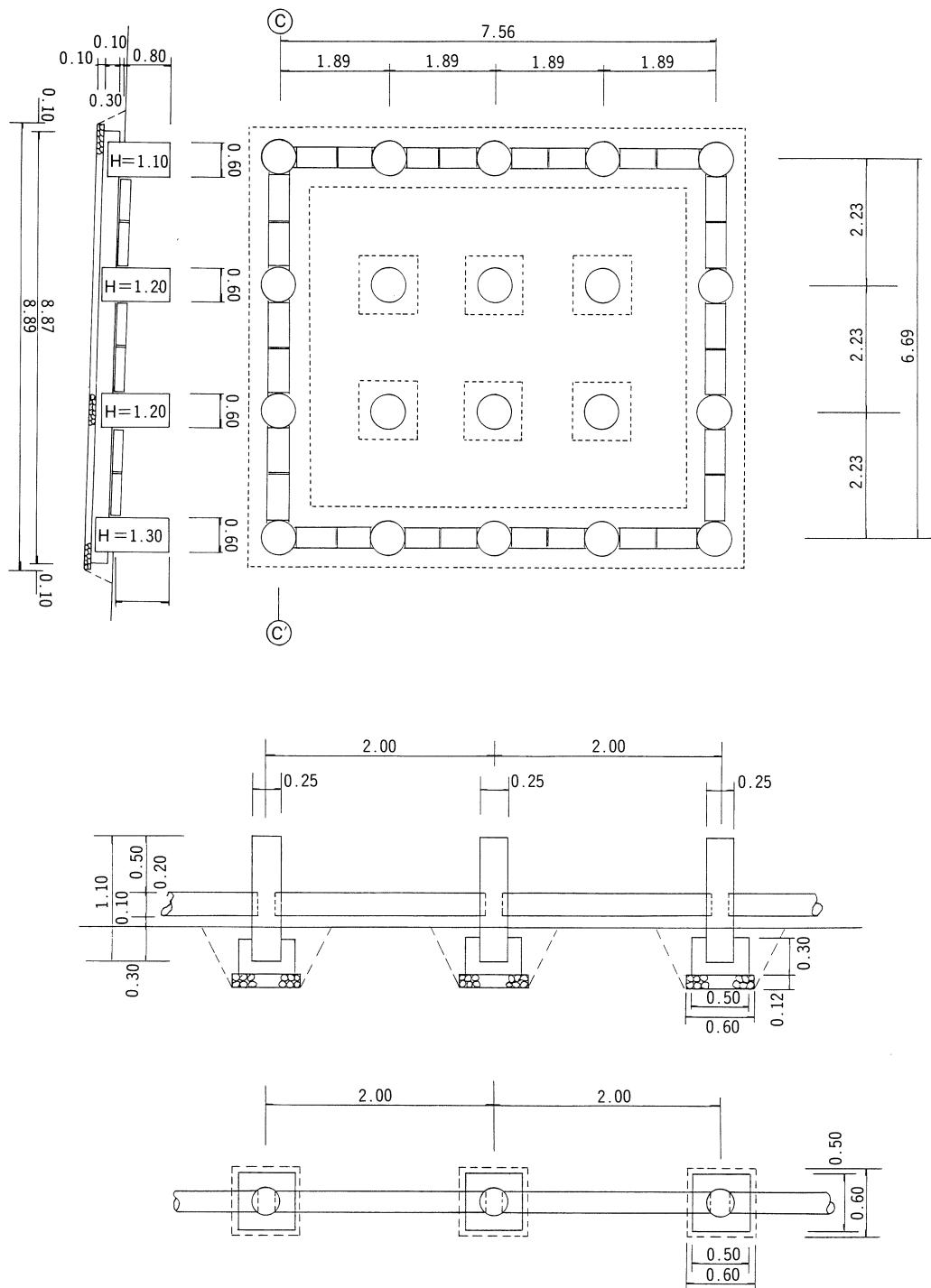
第8図 整備平面図



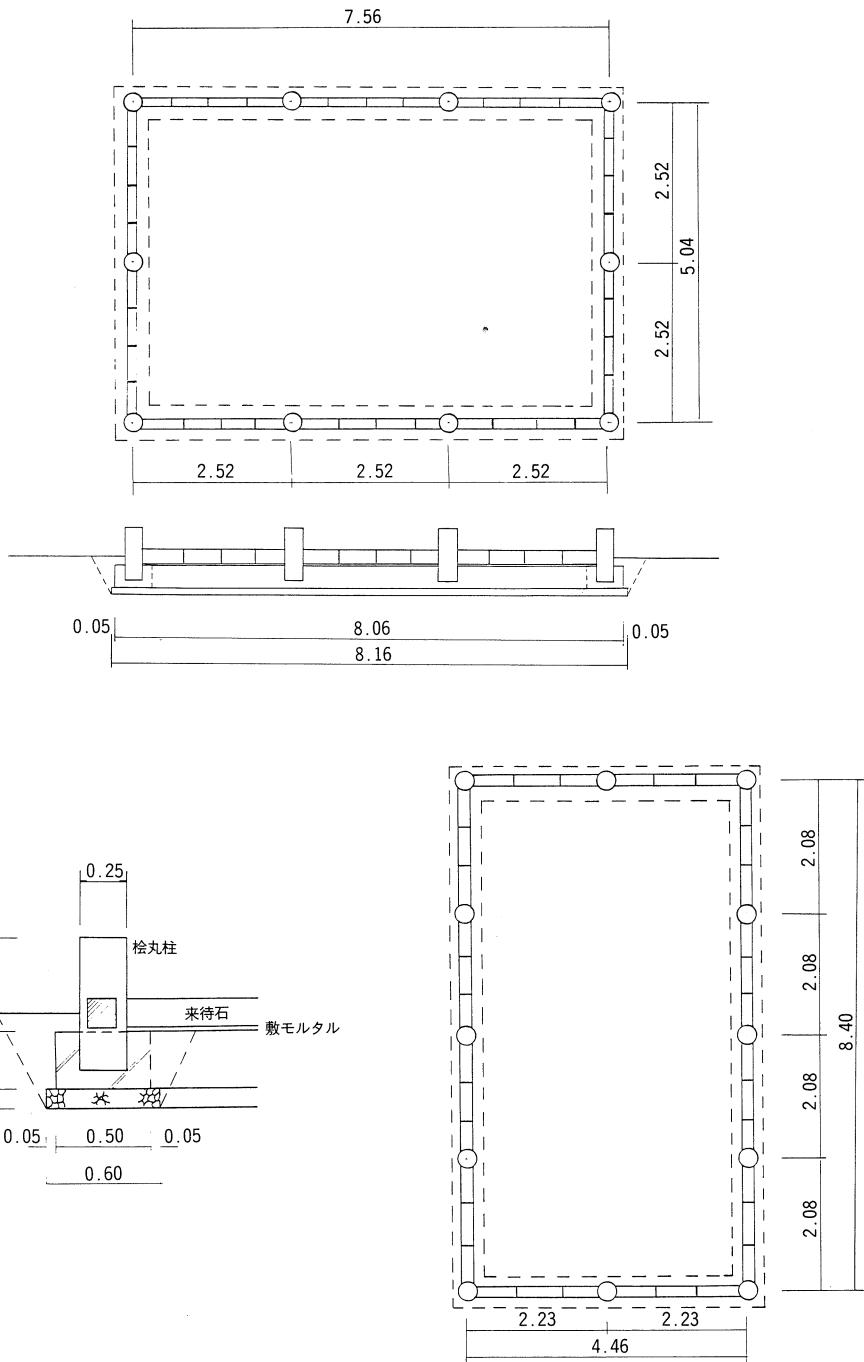
第9図 1号倉庫跡 (SB01)



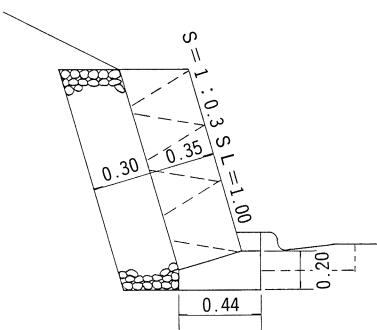
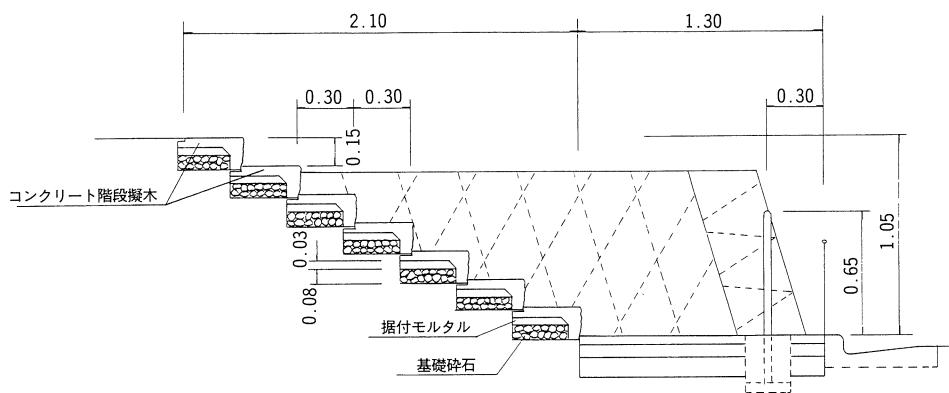
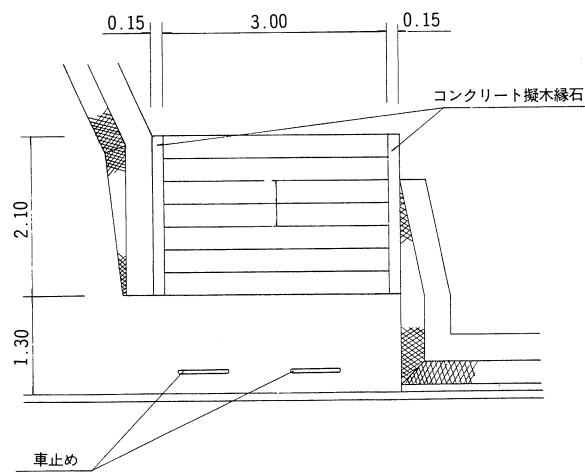
第10図 5号倉庫跡（SB05）



第11図 上 12号倉庫跡 (SB 12) 下 柵跡 (SA 02)

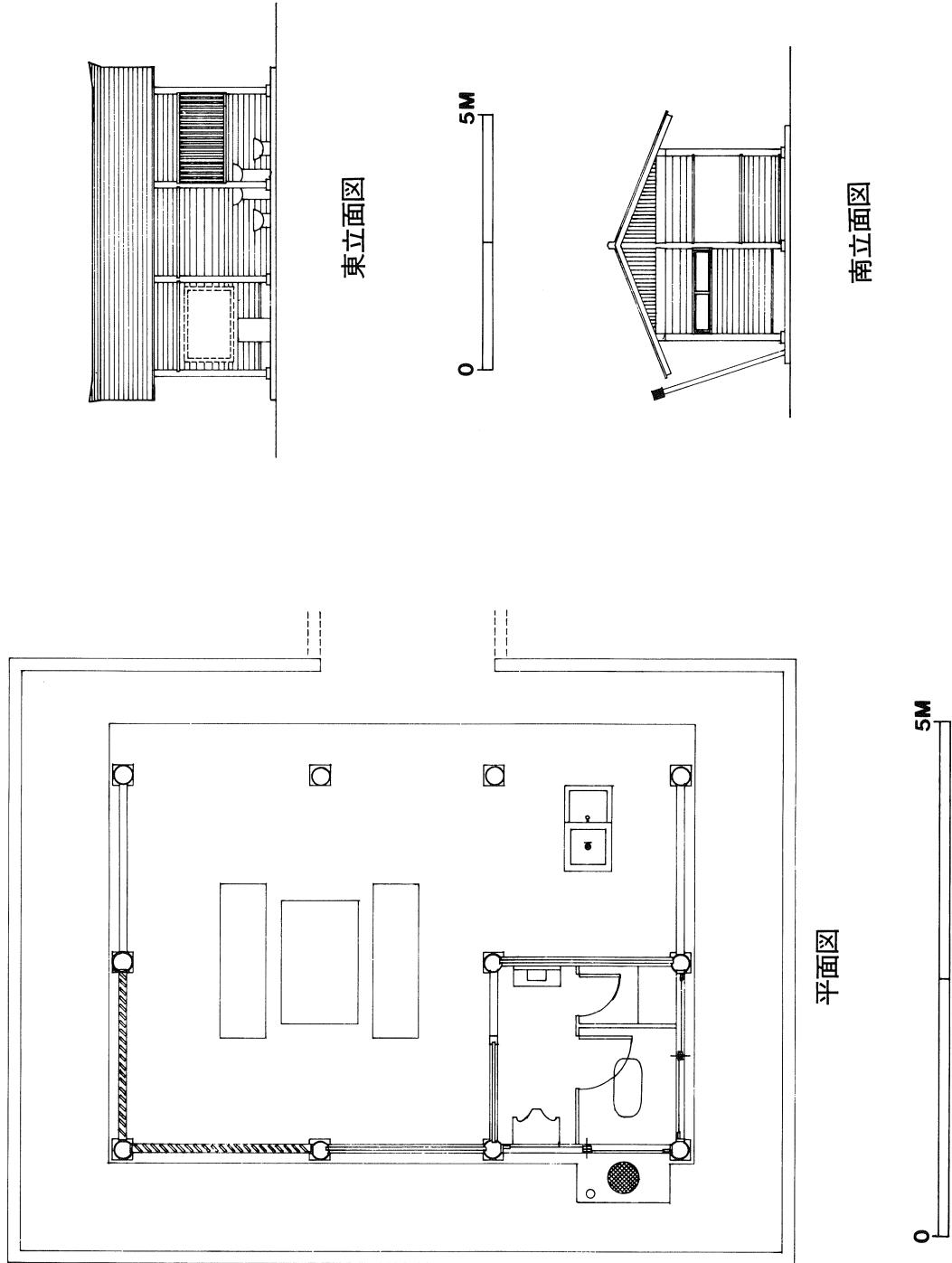


第12図 上 1号建物跡（SB14）下右 2号建物跡（SB08）下左 基礎構造図



第13図 上 階段平面図 中 コンクリート擬木階段工断面図 下 空石積工構造図

第14図 休憩舎設計図





史跡出雲国山代郷正倉跡遠景（左のアパートは下黒田遺跡）



史跡出雲国山代郷正倉跡（整備途中）と下黒田遺跡（調査中、松江市教育委員会提供）

図版 II



史跡出雲国山代郷正倉跡整備状況（北東から）



史跡出雲国山代郷正倉跡整備状況（南から）



1号倉庫跡（SB01）調査状況（南から）



1号倉庫跡（SB01）整備状況（南から）

図版IV



12号倉庫跡（SB12）調査状況（南から）



12号倉庫跡（SB12）整備状況（南から）



5号倉庫跡（S B05）調査状況（南から）



5号倉庫跡（S B05）整備状況（南から）

図版VI

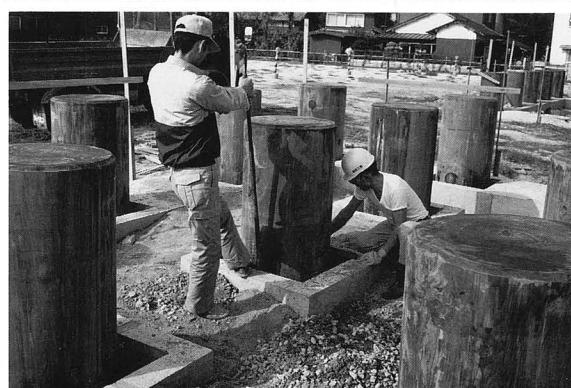
基礎型枠



基礎出来形



桧丸柱据付



ソイルセメント仕上げ



倉庫跡整備工事工程



1号建物跡（SB14）整備状況（南から）



2号建物跡（SB08）整備状況（南から）

図版VIII



柵跡（S A02）整備状況（西から）



植栽



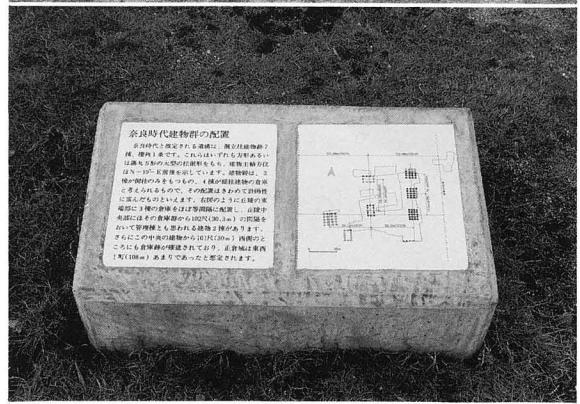
維持管理スペース



階段および車止め



案内版



説明版 12号倉庫跡

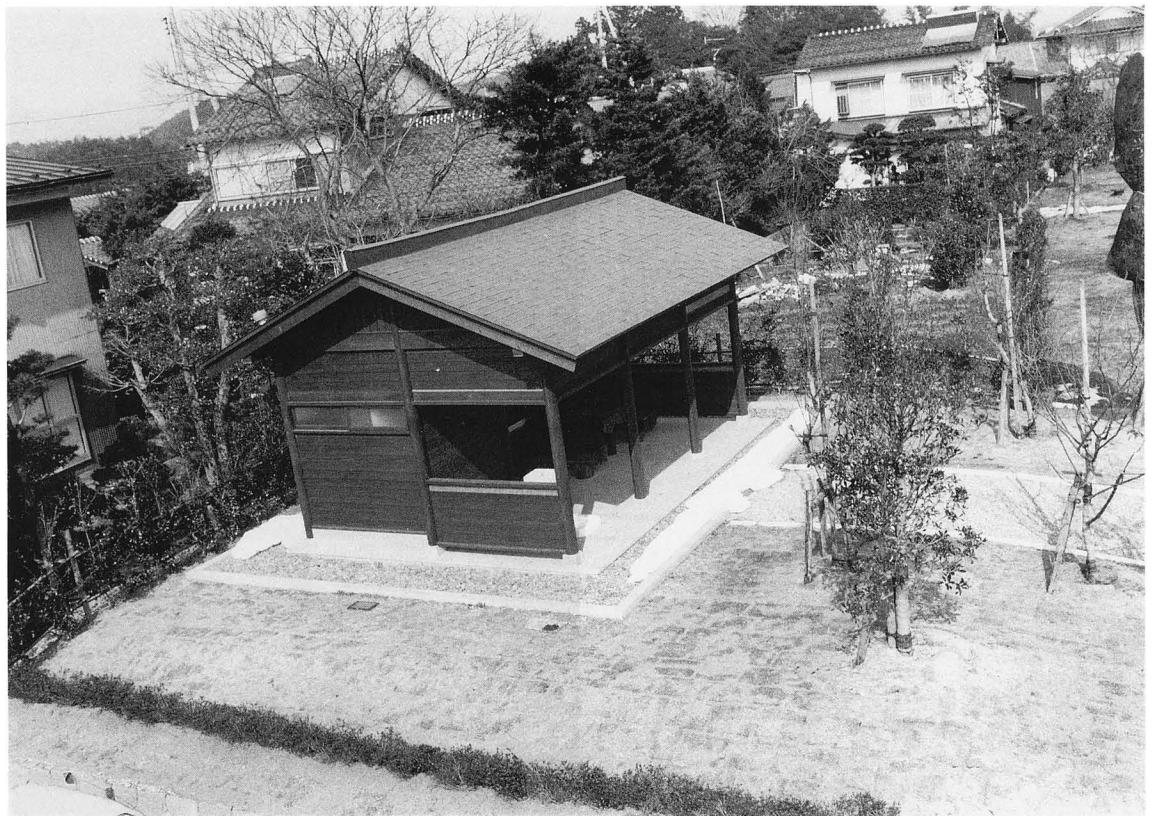


説明版 5号倉庫跡



案内版・説明板

図版 X



休憩舎全景



休憩舎正面

休憩舎内部

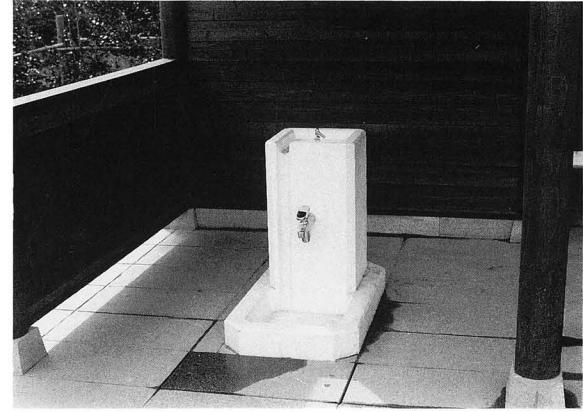
便所



奥壁



水呑み場





**史跡 出雲國山代郷正倉跡
環境整備報告書**

昭和63年3月発行

編集行 島根県教育委員会
平田市平田町
印刷 株式会社報光社
